

平成29年第3回市議会(定例会)

付議案件綴及び同説明資料綴

(その11)

堺 市



目 次

	頁
議案第 99 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 …… 3
議案第 100 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例 …… 5
議案第 101 号	堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 …… 7
議案第 102 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例 …… 11
議案第 103 号	堺市印鑑条例の一部を改正する条例 …… 13
議案第 104 号	堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の一部を 改正する条例 …… 15
議案第 105 号	堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例 …… 21
議案第 106 号	堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 …… 25
議案第 107 号	堺市老人医療費助成条例を廃止する条例 …… 29
議案第 108 号	堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例 …… 31
議案第 109 号	堺市公園条例の一部を改正する条例 …… 35
議案第 110 号	工事請負契約の締結について [大浜高架橋 (P4-P6工区) 耐震対策工事] …… 41
議案第 111 号	工事請負契約の締結について [大浜高架橋 (P22-P25工区) 耐震対策外工事] …… 45
議案第 112 号	工事請負契約の締結について [大浜高架橋 (B・Dランプ、P25-P30工区) 耐震対策工事] …… 49
議案第 113 号	工事請負契約の締結について [大浜高架橋 (P45-A2工区) 耐震対策工事] …… 53
議案第 114 号	工事請負契約の締結について [(仮称) 堺市総合防災センター敷地造成外工事] …… 57
議案第 115 号	工事請負契約の締結について [金岡小学校校舎改築工事] …… 61

議案第 116 号	工事請負契約の締結について [金岡南小学校校舎増築外工事]	65
議案第 117 号	P F I による原山公園再整備運営事業に係る事業契約の 締結について	71
議案第 118 号	指定管理者の指定について [原山公園及び原山かもめ公園]	81
議案第 119 号	地方独立行政法人堺市立病院機構定款の一部変更について	83
議案第 120 号	市道路線の認定及び廃止について	87
議案第 121 号	大字菩提共有地処分について	103
報告第 15 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	107
報告第 16 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	111

平成 29 年第 3 回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成 29 年 8 月 14 日

堺市長 竹山修身

- 議案第 99 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 100 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 101 号 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 102 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 103 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 104 号 堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 105 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 106 号 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 107 号 堺市老人医療費助成条例を廃止する条例
- 議案第 108 号 堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例
- 議案第 109 号 堺市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 110 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 111 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 112 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 113 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 114 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 115 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 116 号 工事請負契約の締結について

- 議案第 117 号 P F Iによる原山公園再整備運営事業に係る事業契約の締結について
- 議案第 118 号 指定管理者の指定について
- 議案第 119 号 地方独立行政法人堺市立病院機構定款の一部変更について
- 議案第 120 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 121 号 大字菩提共有地処分について
- 報告第 15 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 16 号 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の報告について

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表の第 1 項の表堺市 PFI 事業検討委員会の項の次に次のように加える。

堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会	旧高倉台西小学校活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5 人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
----------------------	--	-------	-----------------------------

別表の第 1 項の表堺市環境局指定管理者候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市プロポーザル方式による ESCO 事業者選定委員会	本市が発注する ESCO 事業（事業者が、庁舎等の設備等の改修に係る企画、設計、施工、維持管理等を包括的に行い、省エネルギーの効果を保証する事業をいう。）に係る随意契約の締結に当たり、当該事業ごとに行う公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	事業ごとに 10 人以上	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
-----------------------------	---	--------------	-----------------------------

別表の第 1 項の表堺市大浜北町市有地活用事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表の第 1 項の表堺市大浜北町市有地活用事業者選定委員会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 旧高倉台西小学校活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務を行うため、堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 本市が発注する ESCO 事業に係る随意契約の締結に当たり、当該事業ごとに行う公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務を行うため、堺市プロポーザル方式による ESCO 事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 大浜北町市有地活用事業に係る事業者の選定が完了したため、当該選定についての審議及び審査を行う堺市大浜北町市有地活用事業者選定委員会を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 10 月 1 日から施行するものであること。ただし、別表の第 1 項の表堺市大浜北町市有地活用事業者選定委員会の項を削る改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

25 市長	堺市前立腺がん検査の実施に関する事務であって規則で定めるもの
-------	--------------------------------

別表第 2 に次のように加える。

75 市長	堺市前立腺がん検査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
-------	--------------------------------	---

附 則

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市前立腺がん検査の実施に関する事務（以下「検査事務」という。）について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）別表第 1 又は別表第 2 に掲げる事務と一体的に実施することにより、住民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、検査事務の処理に関して個人番号を利用できるようにすることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 10 月 1 日から施行するものであること。

堺市職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、同号中ウをエとし、
イの次に次のように加える。

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条中第8

号を第9号とし、同条第7号中「前条第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(8) 前条に規定する場合に該当すること。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第3条第6号、第4条及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正により、同法に規定する非常勤職員の育児休業の取得可能期間が延長されたことに伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 10 月 1 日から施行するものであること。ただし、第 3 条第 6 号、第 4 条及び第 11 条の改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「による」を「又は堺市印鑑条例（昭和 62 年条例第 20 号）第 14 条の 2 第 2 項に規定する民間端末機（以下「民間端末機」という。）による」に改める。

第 3 条第 2 号、第 6 条及び第 13 条第 1 号中「自動交付機」の次に「又は民間端末機」を加える。

第 33 条第 1 項第 18 号中「、第 8 項ただし書」を削り、「又は第 12 項ただし書」を「、第 12 項ただし書又は第 13 項ただし書」に改め、同項第 22 号、第 23 号、第 29 号、第 32 号、第 35 号、第 43 号及び第 54 号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 33 条の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 平成 29 年 12 月 1 日から、民間端末機を利用した戸籍関係証明書等の交付を開始するに当たり、当該交付に係る手数料を規定することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 12 月 1 日から施行するものであること。ただし、第 33 条の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市印鑑条例の一部を改正する条例

堺市印鑑条例（昭和 62 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 12 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号及び第 7 号を 1 号ずつ繰り上げる。

第 14 条の 2 の見出し中「端末機」を「端末機等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前 2 条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

附 則

この条例は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

堺市印鑑条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 平成 29 年 12 月 1 日から、民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）を利用した印鑑登録証明書の交付を開始することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 印鑑登録票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から、男女の別を削除することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 12 月 1 日から施行するものであること。

堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の 一部を改正する条例

堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例（昭和 48 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市重度障害者医療費助成条例

第 1 条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第 2 条第 1 項中「社会保険各法」という。）の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」を加え、同項第 1 号中「障害程度」を「障害の程度」に改め、同項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項の表中 1 級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証を所持する者及び特定疾患治療研究事業について（昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知）により交付された特定疾患医療受給者証を所持する者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表中 1 級の第 9 号に該当する者（その障害の程度が当該者と同程度以上であると認められる者を含む。）並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 2 条第 1 項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第 3 中 1 級の第 9 号に該当する者

第 2 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「行わない」を「、行わない」に改め、同項第 4 号中「国民健康保険法又は社会保険各法」を「国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に、「世帯主若しくは組合員であった」を「世帯主又は組合員

であった」に改め、「）又は社会保険各法」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）」を削り、「若しくは組合員（被保険者若しくは組合員）」を「、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者）」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）第4条第2項の規定により医療証の交付を受けている者及び堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）第7条の規定により医療証の交付を受けている者

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（本市の区域外に所在するものに限る。）又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（本市の区域外に所在する障害児入所施設に限る。）に入所をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。第4項において同じ。）であって、当該施設に入所をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、前項の規定にかかわらず、この条例による助成を行うものとする。

第2条に次の1項を加える。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（本市の区域内に所在するものに限る。）又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。）に入所をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設に入所をした際に本市の区域外に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成は、行わない。

第3条第1項中「又は社会保険各法」を「、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費」を「、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に改め、「保険給付」の次に「（食事療養又は生活療養に係る給付及び精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付を除く。）」を加え、「（食事の提供たる療養及び生活の療養に係る給付を除く。）」を削り、「当該対象者」を「対象者等」に改め、「（以下「助成額」という。）」を削り、同条第2項第1号中「国」を「他の法令の規定により国」に、「療養」を「医療」に、「が行われる」を「を受けることができる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第4条中「申請があった日」を「規定による申請のあった日の属する月の初日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第7条中「受けた者が、市長と契約を締結した病院又は薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養」を「受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府の区域内に所在する第3条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）において、第3条第1項の規定の適用」に、「医療証を」を「当該医療機関に医療証を」に改める。

第8条本文中「契約医療機関」を「医療機関」に改め、同条ただし書中「第5条の申請のあった日から」を「第4条に規定する医療費の助成を適用する日から第6条の規定による」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、「、その価額の限度において」を削る。

第10条中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に改める。

第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第14条 市長は、助成を行うに当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第15条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。附則に次の2項を加える。

(堺市老人医療費助成条例の廃止に伴う経過措置)

6 第2条第3項及び第4項に定める者のほか、対象者のうち、堺市老人医療費助成条例を廃止する条例（平成29年条例第 号）の施行の際、同条例による廃止前の堺市老人医

療費助成条例（昭和46年条例第42号。以下「旧老人医療費条例」）第6条の規定により医療証の交付を受けている者については、第2条第1項の規定にかかわらず、この条例による助成は、行わない。

- 7 平成30年7月31日において旧老人医療費条例第6条の規定により医療証の交付を受けている者については、第2条第1項第1号、第2号又は第5号に規定する対象者に該当すると認められる場合は、第5条の規定にかかわらず、同年8月1日に同条の規定による申請があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市重度障害者医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例第6条の規定により医療証の交付を受けている者についての精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付に対する医療費の助成については、新条例の規定にかかわらず、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例第5条、第6条、第10条、第13条及び第14条の規定による申請等に必要な手続その他の行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 持続可能な制度構築の観点から、対象者及び給付の範囲を真に必要な者へ選択と集中を行い、及び受益と負担の適正化を図るため、堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成制度を堺市重度障害者医療費助成制度に改称し、老人医療費助成制度を整理の上これに統合するとともに、新たに精神障害者及び難病患者を助成の対象に加えることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 重度障害者の医療費に係る助成の対象に、訪問看護ステーションが行う訪問看護を新たに加えることとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) その他規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例の 一部を改正する条例

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和 55 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「支給」を「助成」に改め、「居住地を有する者」を「住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者」に改め、同条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

第 2 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 堺市重度障害者医療費助成条例（昭和 48 年条例第 54 号）第 6 条の規定により医療証の交付を受けている者及び堺市子ども医療費助成条例（平成 5 年条例第 22 号）第 7 条の規定により医療証の交付を受けている者

第 2 条の 2 第 1 項第 2 号中「明治 31 年法律第 9 号」を「明治 29 年法律第 89 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）」を「国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に、「特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に改め、「保険給付」の次に「（食事療養又は生活療養に係る給付及び精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付を除く。）」を加え、「（食事の提供たる療

養及び生活の療養に係る給付を除く。）」を削り、「対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）」を「対象者等」に改め、同条第2項第1号中「国」を「他の法令の規定により国」に、「療養」を「医療」に、「が行われる」を「を受けることができる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第3条第3項を次のように改める。

3 医療費の助成は、第1項の規定による助成の額に相当する金額を市長が同項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うことにより行う。ただし、次条の規定による申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第3条第4項を削る。

第4条第1項中「手続に従い、あらかじめ市長」を「ところにより、市長」に改める。

第5条の見出し中「開始」を「適用」に改め、同条第1項中「の属する月の初日」を削り、「開始する」を「適用する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第6条中「受けた者」を「受けている者」に、「第3条第3項」を「大阪府の区域内に所在する医療機関において、第3条第1項」に、「契約医療機関等」を「当該医療機関」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

第10条中「居住地」を「住所」に、「その他」を「その他の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

（事実の調査）

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成を行うに当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市ひとり親家庭医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第4条第2項の規定により医療証の交付を受けている者についての精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付に対する医療費の助成については、新条例の規定にかかわらず、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(準備行為)

4 新条例第4条及び第10条から第12条までの規定による申請等に必要な手続その他の行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

ひとり親家庭の医療費に係る助成の対象に、訪問看護ステーションが行う訪問看護を新たに加えることとし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「の規定により医療費の助成」を「第4条第2項の規定により医療証の交付」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を次のように改める。

(4) 堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）第6条の規定により医療証の交付を受けている者

第3条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

第3条第2項中「同項第3号又は第4号」を「同項第4号又は第5号」に改め、「（昭和33年法律第192号）」を削り、「規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）」を「社会保険各法」に、「の助成」を「について助成」に改める。

第4条第1項中「特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費」を「訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に改め、「保険給付」の次に「（精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付を除く。）」を加え、「当該対象者」を「対象者等」に改め、同条第2項第1号中「国」を「他の法令の規定により国」に、「療養」を「医療」に、「が行われる」を「を受けることができる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第5条中「助成額を当該助成に係る療養の取扱いについて本市と契約を締結した病院、診療所及び薬局（以下「契約医療機関」という。）」を「前条第1項の規定による助成の額に相

当する金額を市長が同項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に改める。

第 6 条中「あらかじめ」を削る。

第 8 条中「受けた者は、契約医療機関において助成に係る療養」を「受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府の区域内に所在する医療機関において第 4 条第 1 項の規定による助成」に改める。

第 9 条中「対象者」を「受給者」に改め、「、その価額の限度において」を削る。

第 11 条中「医療証の交付を受けている対象者」を「受給者」に改め、同条第 2 号中「対象者」を「受給者」に改める。

第 12 条に次の 1 項を加える。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

第 13 条を第 16 条とし、第 12 条の次に次の 3 条を加える。

（事実の調査）

第 13 条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者の保護者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

（報告等）

第 14 条 市長は、助成を行うに当たり必要があると認めるときは、受給者の保護者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者の保護者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

（助成の制限）

第 15 条 市長は、受給者の保護者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の堺市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第7条の規定により医療証の交付を受けている者についての精神病棟入院基本料が算定される入院に係る給付に対する医療費の助成については、新条例の規定にかかわらず、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（準備行為）

4 新条例第6条、第7条、第11条、第13条及び第14条の規定による申請等に必要手続きその他の行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

堺市子ども医療費助成条例の一部改正について

1 改正の趣旨

子どもの医療費に係る助成の対象に、訪問看護ステーションが行う訪問看護を新たに加えることとし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市老人医療費助成条例を廃止する条例

堺市老人医療費助成条例（昭和 46 年条例第 42 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前におけるこの条例による廃止前の堺市老人医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第 2 条に規定する対象者が、施行日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日前における旧条例第 2 条に規定する対象者（施行日以後において大阪府の区域内の市町村から本市に住所を変更した者であって、対象者としての要件（住所に係るものを除く。）を満たすもの（次項において「転入特例対象者」という。）を含む。）が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間において受けた療養に要する費用に係る助成については、堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（平成 29 年条例第 号）による改正後の堺市重度障害者医療費助成条例（昭和 48 年条例第 54 号。以下「改正後の堺市重度障害者医療費助成条例」という。）の規定を準用する。
- 4 施行日前における旧条例第 2 条に規定する対象者（転入特例対象者を含む。）が、平成 33 年 3 月 31 日までに受けた精神病棟入院基本料が算定される療養に要する費用に係る旧条例第 3 条に規定する助成の範囲については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前における旧条例第 2 条に規定する対象者が、施行日以後において改正後の堺市重度障害者医療費助成条例第 6 条の規定により医療証の交付を受けたとき、又は堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和 55 年条例第 15 号）第 4 条第 2 項の規定により医療証の交付を受けたときは、前 2 項の規定にかかわらず、これらの規定による助成は行わない。

堺市老人医療費助成条例の廃止について

1 廃止理由

持続可能な制度構築の観点から対象者及び給付の範囲を真に必要な者へ選択と集中を行うとともに、受益と負担の適正化を図る必要があることから、老人医療費助成制度を重度障害者医療費助成制度として整理し、及び再編するため、本条例を廃止するものであること。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市特別用途地区建築条例等の一部を 改正する条例

(堺市特別用途地区建築条例の一部改正)

第1条 堺市特別用途地区建築条例(昭和48年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第48条第12項」を「第48条第13項」に改め、同条第2項及び第3項中「第48条第11項」を「第48条第12項」に改め、同条第4項中「第48条第14項及び第15項」を「第48条第15項及び第16項」に改める。

第4条の3第2号中「コンクリートブロック造り」を「コンクリートブロック造」に改める。

第5条第1項中「第48条第10項」を「第48条第11項」に改め、同条第2項中「第48条第14項及び第15項」を「第48条第15項及び第16項」に改める。

別表第1及び別表第2中「別表第2の(ぬ)の項」を「別表第2(る)項」に改める。

別表第4中「別表第2の(と)の項」を「別表第2(と)項」に、「別表第2の(ち)の項」を「別表第2(り)項」に、「別表第2の(り)の項」を「別表第2(ぬ)項」に改める。

(堺市南部大阪都市計画中百舌鳥駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 堺市南部大阪都市計画中百舌鳥駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和62年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改める。

(堺市南部大阪都市計画新金岡地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 堺市南部大阪都市計画新金岡地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成2年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表(い)の項中「別表第2(を)項第2号」を「別表第2(わ)項第2号」に改める。

(堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表（い）の項中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に改め、同表（う）の項中「同条第4項第1号」を「同条第5項第1号」に改める。

（堺市南部大阪都市計画築港八幡地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正）

第5条 堺市南部大阪都市計画築港八幡地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（平成16年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に改める。

第5条中「第48条第12項」を「第48条第13項」に改める。

（堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第6条 堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年条例第81号）の一部を次のように改正する。

第4条中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

（堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第7条 堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改める。

（堺市南部大阪都市計画鉄砲町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第8条 堺市南部大阪都市計画鉄砲町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に改める。

（堺市ものづくり投資促進条例の一部改正）

第9条 堺市ものづくり投資促進条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第48条第12項」を「第48条第13項」に改める。

別表第1中「第9条第10項」を「第9条第11項」に、「同条第11項」を「同条第12項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に改める。

（堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第10条 堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表（い）の項中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条中別表（う）の項の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市特別用途地区建築条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 堺市特別用途地区建築条例（昭和 48 年条例第 40 号）
- (2) 堺市南部大阪都市計画中百舌鳥駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 62 年条例第 21 号）
- (3) 堺市南部大阪都市計画新金岡地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 年条例第 24 号）
- (4) 堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 7 年条例第 18 号）
- (5) 堺市南部大阪都市計画築港八幡地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（平成 16 年条例第 26 号）
- (6) 堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 17 年条例第 81 号）
- (7) 堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 25 年条例第 39 号）
- (8) 堺市南部大阪都市計画鉄砲町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 25 年条例第 49 号）
- (9) 堺市ものづくり投資促進条例（平成 27 年条例第 17 号）
- (10) 堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 28 年条例第 34 号）

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、第 4 条中別表（う）の項の改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市公園条例の一部を改正する条例

堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 19 条」を「第 19 条の 2」に、「第 35 条」を「第 38 条」に改める。

第 4 条の 11 の見出しを「(車椅子利用者用駐車施設)」に改める。

第 7 条第 7 号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第 10 条第 1 項中「5 年」を「10 年」に改める。

第 16 条第 1 項中「有料施設」の次に「(駐車場を除く。)」を加える。

第 19 条中「有料施設使用料」の次に「(駐車場の使用料(以下「駐車料金」という。)を除く。)」を加える。

第 3 章中第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(駐車料金の徴収)

第 19 条の 2 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和 31 年政令第 319 号）第 11 条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 3 条の 3 の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第 31 条第 4 項ただし書中「者」を「場合」に改める。

第 35 条を第 38 条とする。

第 34 条（見出しを含む。）中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条を第 37 条とし、第 33 条の次に次の 3 条を加える。

(駐車拒否)

第 34 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことが

できる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第35条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第36条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

別表第2中「集会」を「展示会、博覧会」に改める。

別表第3に次のように加える。

原山公園	プール 多目的スペース 駐車場	
	屋内施設	プール
		トレーニング室
		スタジオ

別表第4第3項中「トレーニング室使用料」を「トレーニング室（原山公園のトレーニング室を除く。）使用料」に改め、同表第9項を次のように改める。

9 その他の有料施設の使用料

区分		使用料	
各公園（原山公園を除く。）のプール		1人1回 510円	
大仙公園	日本庭園	1人1回 200円	
		1人1年 1,020円	
	日本庭園和室	全日 20,570円	
原山公園	プール（屋内施設のプールを除く。）		
	多目的スペース		
	屋内施設 （プール、 トレーニング室及 びスタジオ）	プール（プログラムレッスンを除く。以下この表において同じ。）	1人1回 610円
		トレーニング室（プログラムレッスンを除く。以下この表において同じ。）	1人1回 1,020円
		プール及びトレーニング室	1人1月 7,200円
		スタジオ（プログラムレッスンを除く。）	1室1時間 510円
		プール、トレーニング室 及びプログラムレッスン	1人1回 2,460円
	1人1月 9,250円		
駐車場	1台1時間 300円		
その他の使用		使用面積10平方メートルにつき全日 20円	

備考

- (1) 使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。
- (2) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。

- (3) この表において「プログラムレッスン」とは、原山公園の屋内施設（プール、トレーニング室又はスタジオ）において実施されるレッスンの受講に係る屋内施設の使用をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条の11、第7条、第10条、第34条（同条を第37条とする部分を除く。）及び別表第2の改正規定については、公布の日から施行する。

（施行前の準備行為）

- 2 施行日以後の使用に係る使用の許可に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、この条例による改正後の堺市公園条例（昭和35年条例第18号）の規定の例により行うことができる。

堺市公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 原山公園の再整備により、同公園にプール、多目的スペース等の新たな有料施設を設置することに伴い、当該施設に係る使用料その他の事項を定めることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 公園管理者以外の者による公園施設の設置又は管理に係る許可の期間について、本条例において5年を上限としているが、長期にわたる許可により更なる公園の活性化を図るため、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第3項の規定による上限と同様10年とすることとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。ただし、第4条の11、第7条、第10条、第34条（同条を第37条とする部分を除く。）及び別表第2の改正規定については、公布の日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大浜高架橋（P4-P6工区）耐震対策工事
- 2 工事概要 工事延長 L = 85.0 m
落橋防止装置工 N = 12 組
横変位拘束装置工 N = 12 組
制震装置工 N = 9 組
支承取替工 N = 9 基
橋脚コンクリート巻立て工 N = 1 基
仮設工 一式
その他 一式
- 3 契約の相手方 堺市北区南花田町 36 番地 1
大容・隆栄建設工事共同企業体
代表構成員 大容建設株式会社
代表取締役 池田 功三
他の構成員 株式会社隆栄建設
代表取締役 嘉陽 利明
- 4 契約金額 254,016,000 円
うち取引に係る消費税額等 18,816,000 円
- 5 仮契約の日 平成 29 年 7 月 14 日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成30年3月30日まで
- 3 入札執行日時 平成29年6月27日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
今重・久栄 建設工事共同企業体		110	225,961,000	48.680	低入札価格調査の結果、落札者とししない
大容・隆栄 建設工事共同企業体		113.5	235,200,000	48.256	落札(低入札価格調査の結果)
利晃・木下 建設工事共同企業体		113.5	236,000,000	48.093	
五大・ダイニ 建設工事共同企業体		113.5	237,300,000	47.829	
堺土建・ユニオンテック 建設工事共同企業体			辞退		

(備考) 予定価格 296,517,000 円、調査基準価格 264,699,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大浜高架橋（P22～P25工区）耐震対策外工事
- 2 工事概要 工事延長 L = 150.0 m
落橋防止装置工 N = 12組
横変位拘束装置工 N = 8組
支承取替工 N = 8基
橋脚巻立て工 N = 4基
塗替塗装工 A = 5,670㎡
仮設工 一式
その他 一式
- 3 契約の相手方 堺市堺区竜神橋町2丁1番5号
五大・松尾建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社五大コーポレーション
代表取締役 金戸 修藏
他の構成員 株式会社松尾組
代表取締役 松尾 啓一
- 4 契約金額 481,356,000円
うち取引に係る消費税額等 35,656,000円
- 5 仮契約の日 平成29年7月14日

工事請負契約の締結について

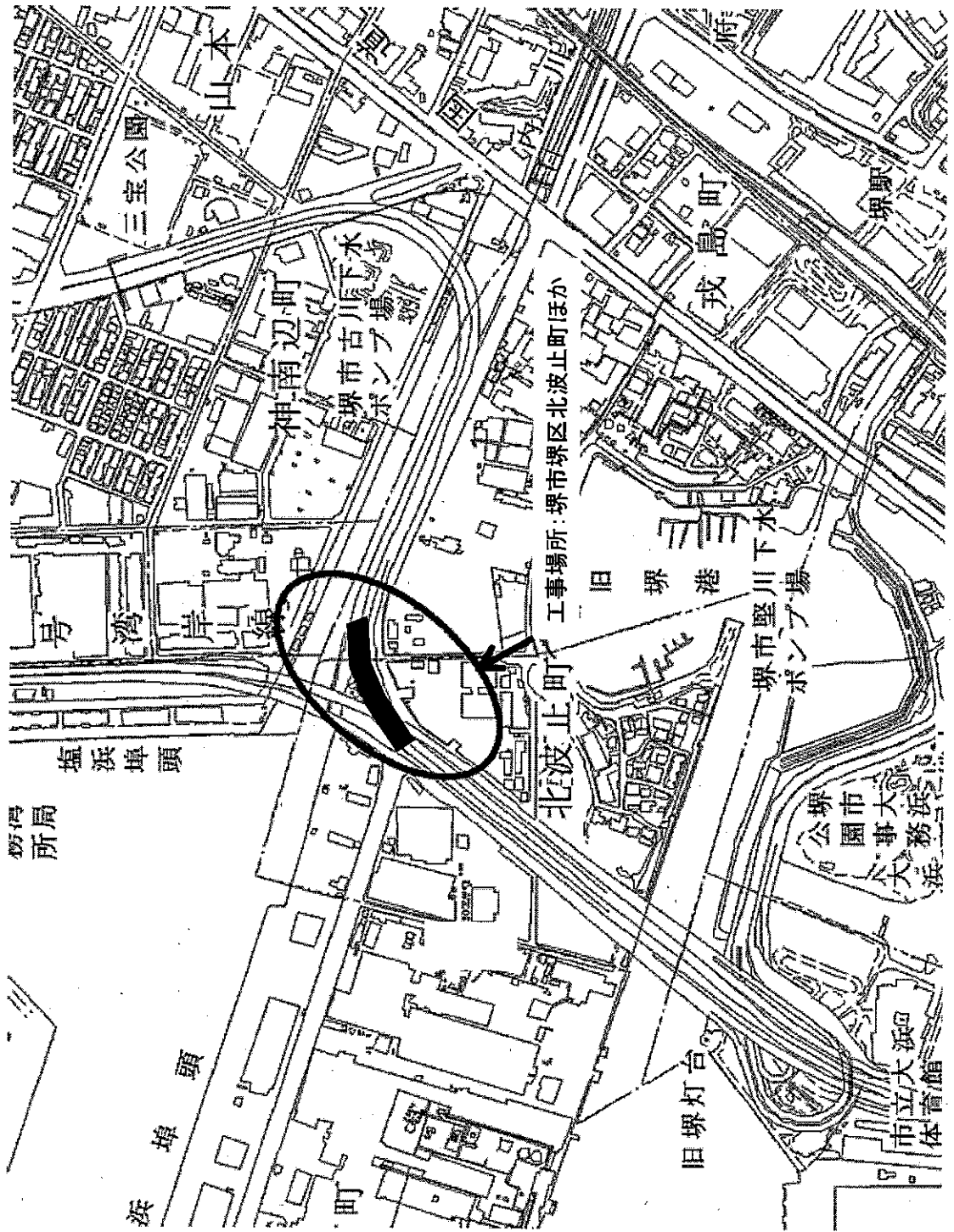
- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成 30 年 3 月 30 日まで
- 3 入札執行日時 平成 29 年 6 月 27 日 午前 10 時 30 分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第 1 回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
五大・松尾 建設工事共同企業体		113.5	445,700,000	25.465	落札(低入札価格調査の結果)
木下・利晃 建設工事共同企業体		113.5	447,000,000	25.391	
大容・隆栄 建設工事共同企業体		113.5	447,500,000	25.363	
今重・橋 建設工事共同企業体		110	445,000,000	24.719	
堺土建・ユニオンテック 建設工事共同企業体		113.5	548,000,000	20.711	
ジェイテック・ラインファルト工業 建設工事共同企業体		106	527,836,000	20.081	

(備考) 予定価格 557,863,000 円、調査基準価格 500,104,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 8%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。

大浜高架橋(P22-P25工区)耐震対策外工事



付近見取図



工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大浜高架橋（B・Dランプ、P25－P30工区）耐震対策工事
- 2 工事概要 工事延長 L = 300.0 m
落橋防止装置工 N = 62 組
支承補強装置工 N = 160 組
橋脚コンクリート巻立て工 N = 16 基
仮設工 一式
その他 一式
- 3 契約の相手方 堺市北区南花田町 36 番地 1
大容・五大・隆栄建設工事共同企業体
代表構成員 大容建設株式会社
代表取締役 池田 功三
他の構成員 株式会社五大コーポレーション
代表取締役 金戸 修藏
他の構成員 株式会社隆栄建設
代表取締役 嘉陽 利明
- 4 契約金額 399,600,000 円
うち取引に係る消費税額等 29,600,000 円
- 5 仮契約の日 平成 29 年 7 月 14 日

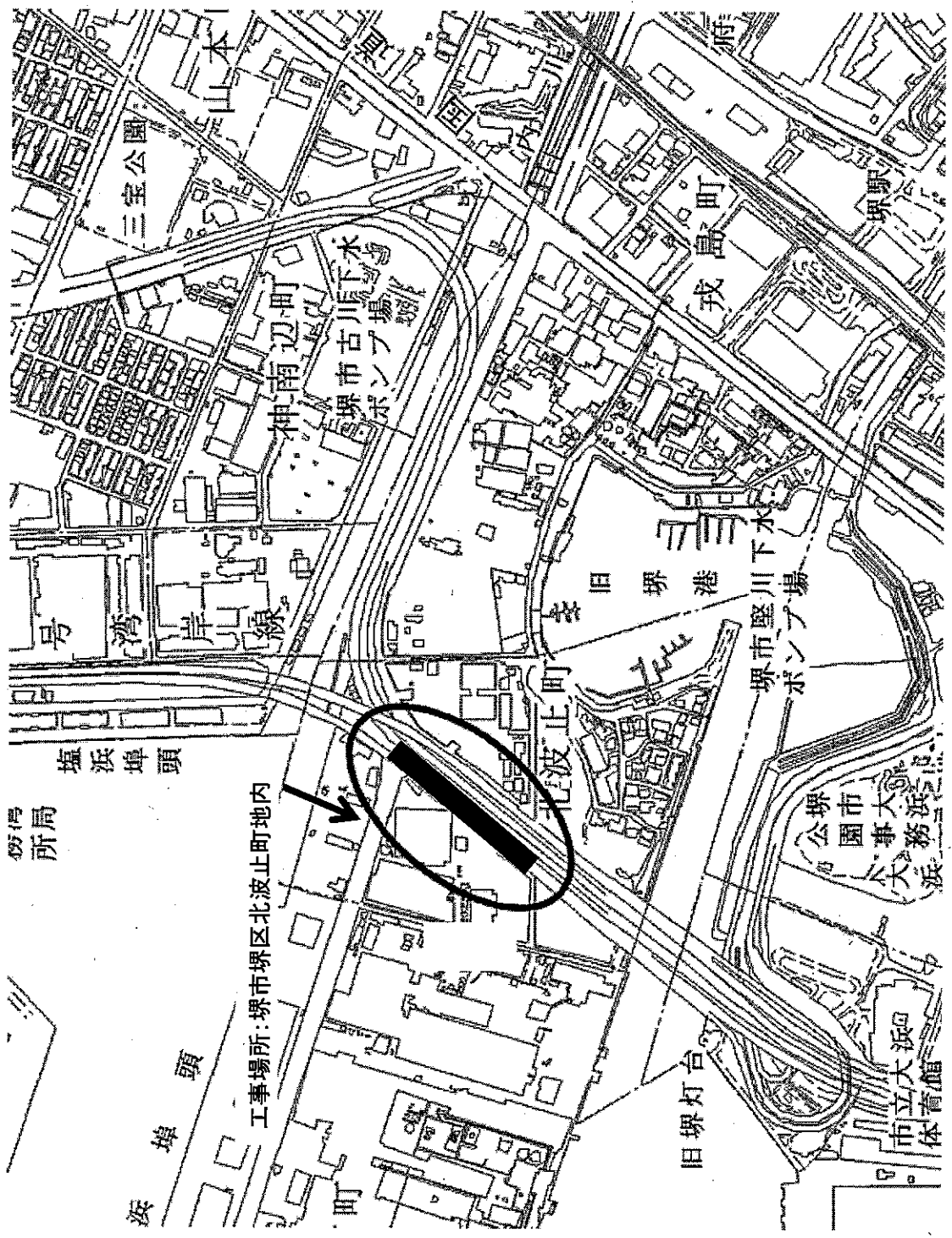
工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成30年3月30日まで
- 3 入札執行日時 平成29年6月27日 午前11時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過 技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
橋本・堺エコノス 建設工事共同企業体	110.5	353,990,000	31.215	低入札価格調査の結果、落札者とししない
大容・五大・隆栄 建設工事共同企業体	113.5	370,000,000	30.675	落札(低入札価格調査の結果)
利晃・木下 建設工事共同企業体	113.5	370,800,000	30.609	
今重・常勝 建設工事共同企業体	112	403,800,000	27.736	
ジェイテック・ラインファルト工業 建設工事共同企業体		辞退		

(備考) 予定価格 457,357,000 円、調査基準価格 410,148,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。



付近見取図

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大浜高架橋（P45-A2工区）耐震対策工事

- 2 工事概要 工事延長 L = 172.0 m
落橋防止装置工 N = 16 組
支承補強装置工 N = 36 組
支承取替工 N = 18 基
橋脚コンクリート巻立て工 N = 7 基
仮設工 一式
その他 一式

- 3 契約の相手方 堺市北区南花田町 32 番地 1
利晃・木下建設工事共同企業体
代表構成員 利晃建設株式会社
代表取締役 西田 友幸
他の構成員 木下建設株式会社
代表取締役 木下 剛

- 4 契約金額 273,888,000 円
うち取引に係る消費税額等 20,288,000 円

- 5 仮契約の日 平成 29 年 7 月 14 日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成30年3月30日まで
- 3 入札執行日時 平成29年6月27日 午前11時30分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
利 晃 ・ 木 下 建設工事共同企業体		113.5	253,600,000	44.755	落札(低入札価格調査の結果)
大 容 ・ 隆 栄 建設工事共同企業体		113.5	253,800,000	44.720	
五 大 ・ 二 京 建設工事共同企業体		113.5	254,900,000	44.527	
橋 ・ 今 重 建設工事共同企業体		111.5	250,900,000	44.440	
極 東 興 和 ・ 藤 木 組 建設工事共同企業体		112.7	285,000,000	39.543	
ジェイテック・ラインファルト工業 建設工事共同企業体			辞退		

(備考) 予定価格 317,540,000 円、調査基準価格 283,503,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 (仮称) 堺市総合防災センター敷地造成外工事
- 2 工事概要
造成面積 $A = 21,110\text{m}^2$
盛土工 $V = 33,800\text{m}^3$
地盤改良工 $A = 14,990\text{m}^2$
調整池工 調整池容量 $V = 1,260\text{m}^3$
余水吐工 $N = 1$ か所
取水設備工 $N = 4$ か所
深井戸工 $N = 1$ か所
車道舗装工 $t = 5 - 20\text{cm}$ $A = 3,925\text{m}^2$
歩道舗装工 $t = 5\text{cm}$ $A = 1,178\text{m}^2$
管推進工 $\phi 1,100\text{mm}$ ヒューム管 $L = 131\text{m}$
- 3 契約の相手方 堺市中区東山 56 番地 1
日英・ハナフサ建設工事共同企業体
代表構成員 日英建設株式会社
代表取締役 畠山 英己
他の構成員 株式会社ハナフサ
代表取締役 竹本 修治
- 4 契約金額 631,022,400 円
うち取引に係る消費税額等 46,742,400 円
- 5 仮契約の日 平成 29 年 7 月 14 日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成31年12月27日まで
- 3 入札執行日時 平成29年6月27日 午後1時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過 技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
ダイニ・サンエス 建設工事共同企業体	113.5	512,000,000	22.167	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社松尾組	114.5	561,230,000	20.401	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社 五大コーポレーション	113.5	580,500,000	19.552	低入札価格調査の結果、落札者とならない
日英・ハナフサ 建設工事共同企業体	112.5	584,280,000	19.254	落札(低入札価格調査の結果)
国誉建設株式会社	111.5	584,050,000	19.090	
ユニオンテック・泉都興業 建設工事共同企業体	113.5	596,300,000	19.034	
日野建設工業株式会社	112.5	600,476,000	18.735	
株式会社今重興産	114	611,000,000	18.657	
ジンユウ・国正 建設工事共同企業体	113.5	624,000,000	18.189	

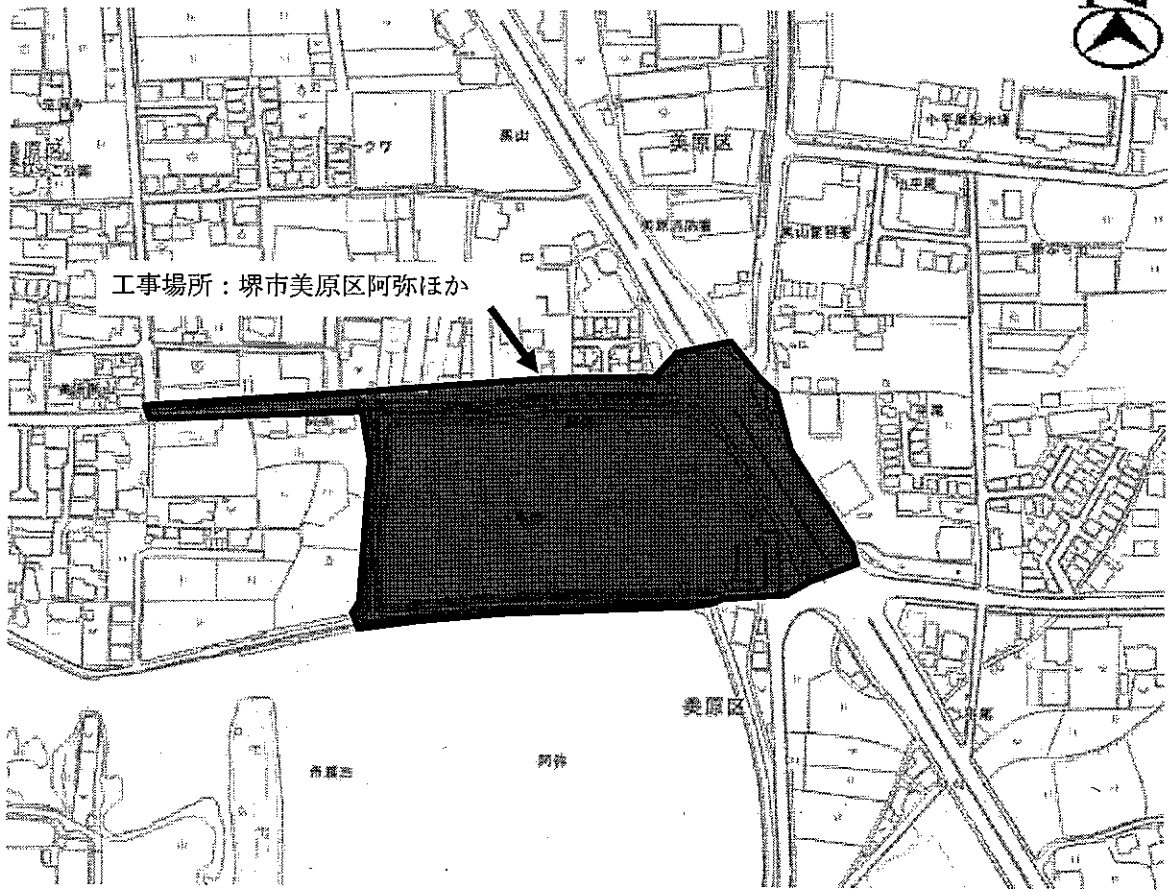
参加者	経過 技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
利晃建設株式会社	112.5	630,000,000	17.857	
橘建設株式会社	113.5	638,200,000	17.784	
澤野興業・トキト 建設工事共同企業体	112	635,000,000	17.637	
木下建設株式会社	110.5	650,000,000	17.000	
豊国・常陽建設 建設工事共同企業体	109	665,700,000	16.373	
大容建設株式会社	109.5	696,000,000	15.732	
堺土建株式会社		辞退		

(備考) 予定価格 732,321,000 円、調査基準価格 658,502,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。

工事名

(仮称) 堺市総合防災センター敷地造成外工事



付近見取図

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 金岡小学校校舎改築工事
- 2 工事概要 校舎棟改築 鉄筋コンクリート造地上4階建 延べ面積 5,975.97㎡
渡り廊下棟新築 鉄骨造地上3階建 延べ面積 66.94㎡
既設改修
屋外附帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市堺区永代町5丁1番10号
株式会社木綿麻建設
代表取締役 中東 栄
- 4 契約金額 1,037,610,000 円
うち取引に係る消費税額等 76,860,000 円
- 5 仮契約の日 平成29年7月13日

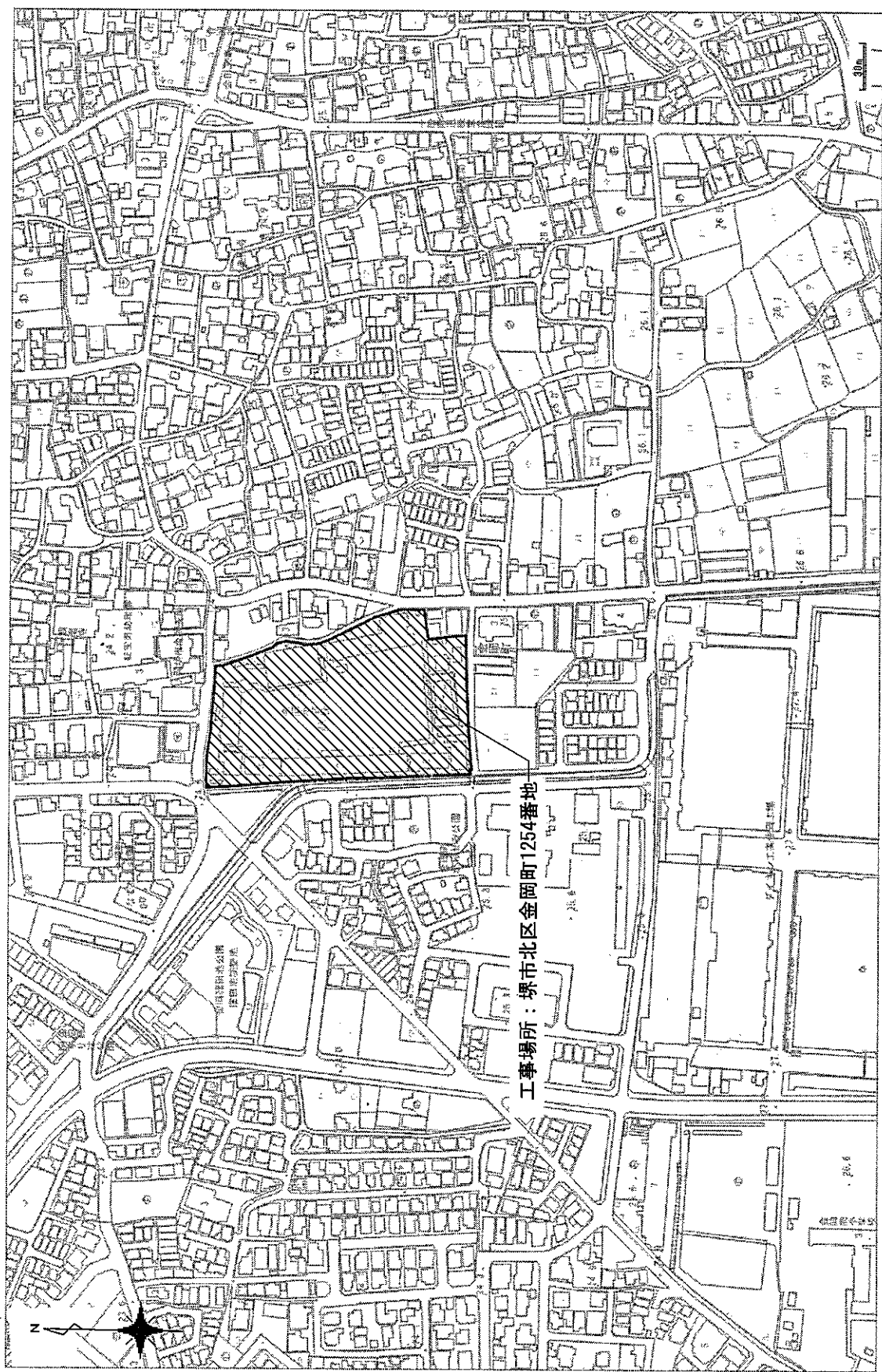
工事請負契約の締結について

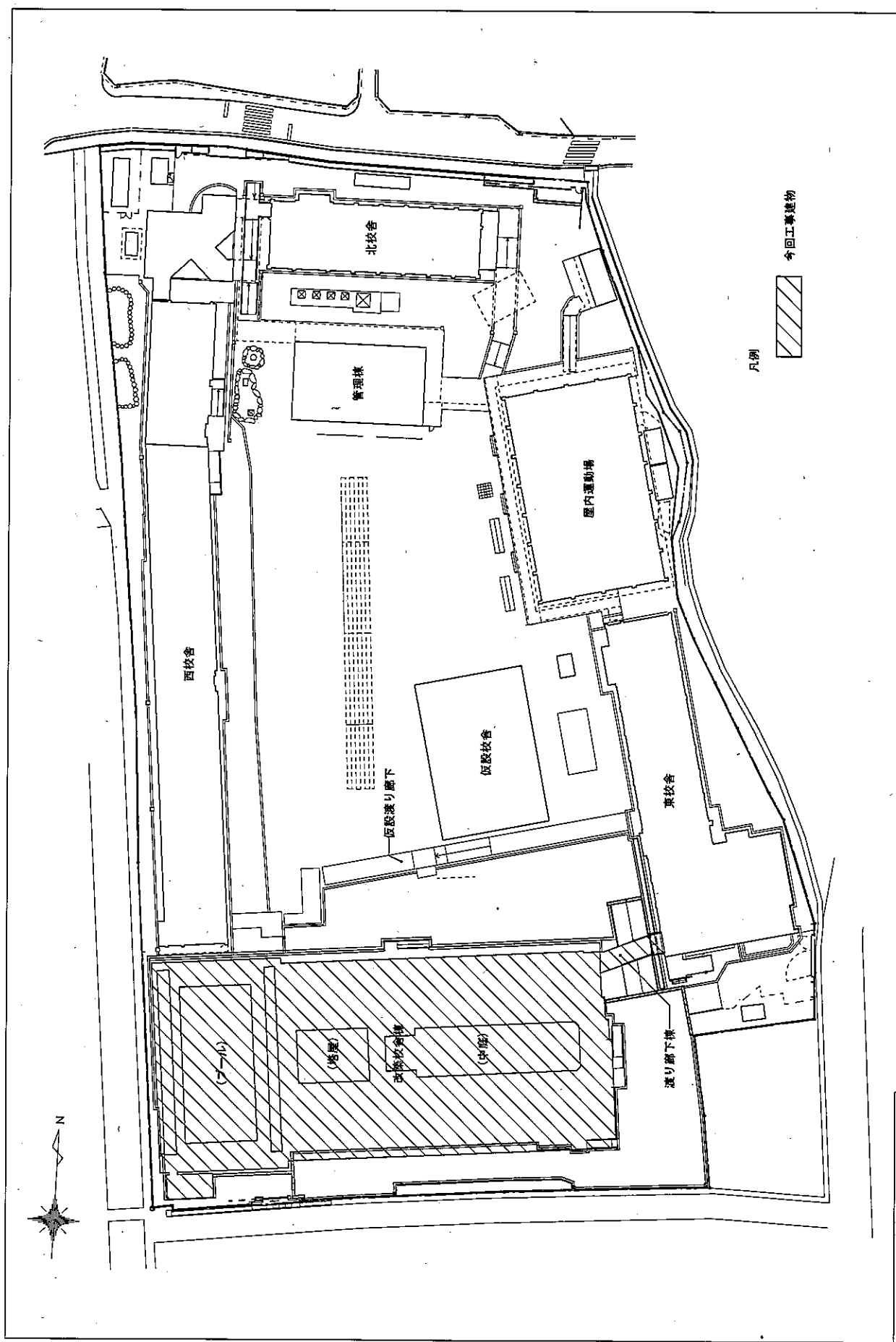
- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成31年3月15日まで
- 3 入札執行日時 平成29年6月27日 午後1時30分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過 技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
株式会社木綿麻建設	111	960,750,000	11.553	落札(低入札価格調査の結果)
利晃・隆栄 建設工事共同企業体	114.5	1,028,000,000	11.138	
大容・河村 建設工事共同企業体	113.5	1,020,000,000	11.127	
堺土建株式会社	114.5	1,037,000,000	11.041	
株式会社町田工務店	113	1,054,000,000	10.721	

(備考) 予定価格 1,182,450,000 円、調査基準価格 1,073,590,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。





工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 金岡南小学校校舎増築外工事
- 2 工事概要 校舎棟増築 鉄筋コンクリート造地上3階建 延べ面積 812.97㎡
給食調理場改築 鉄筋コンクリート造地上2階建 延べ面積 385.57㎡
屋外便所改築 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ面積 9.9㎡
渡り廊下新築
既設改修
屋外附帯
- 3 契約の相手方 堺市西区鳳中町9丁4番地26
株式会社大森工務店
代表取締役 大森 啓介
- 4 契約金額 295,920,000 円
うち取引に係る消費税額等 21,920,000 円
- 5 仮契約の日 平成29年7月20日

工事請負契約の締結について

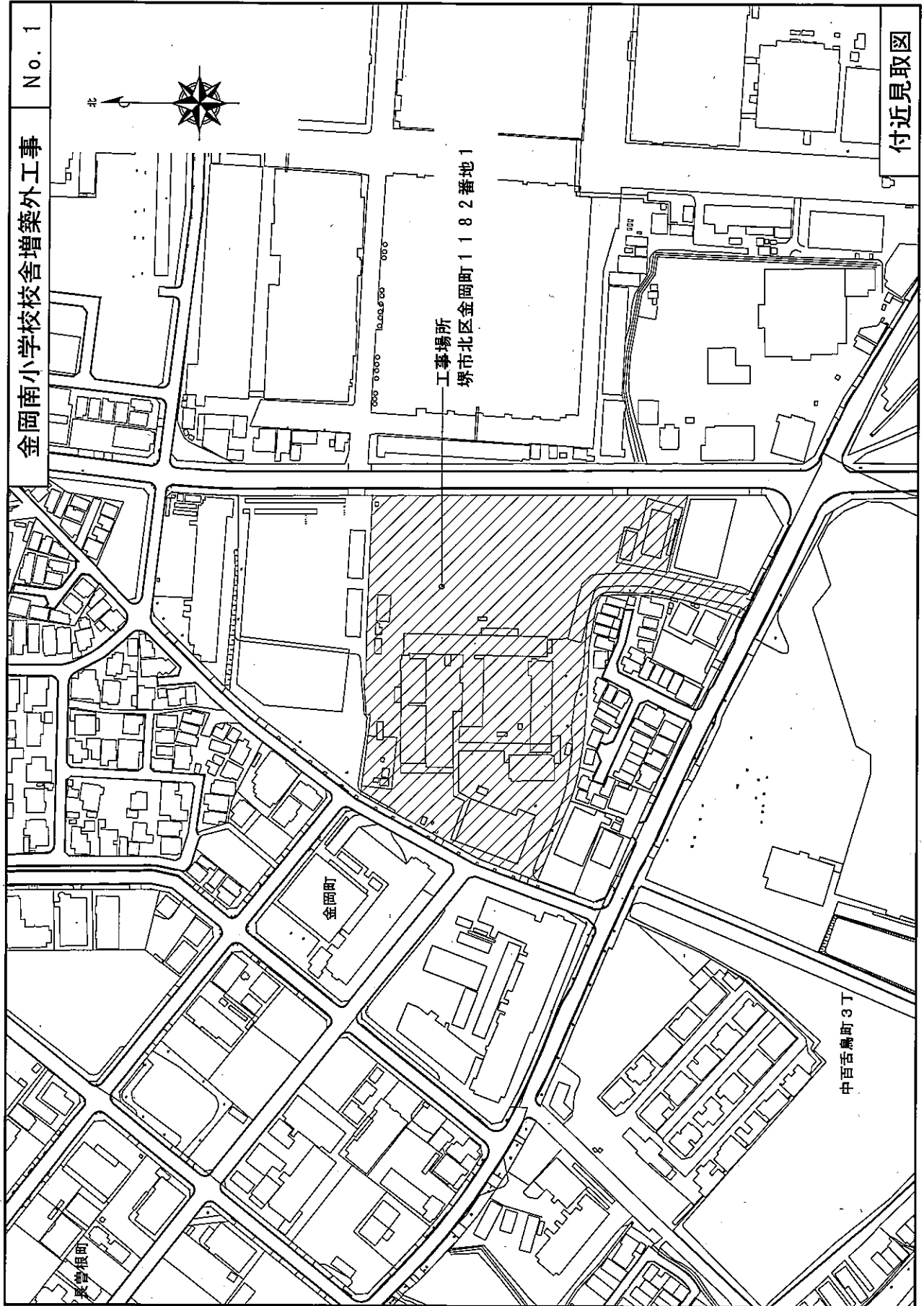
- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成31年1月31日まで
- 3 入札執行日時 平成29年6月27日 午後2時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

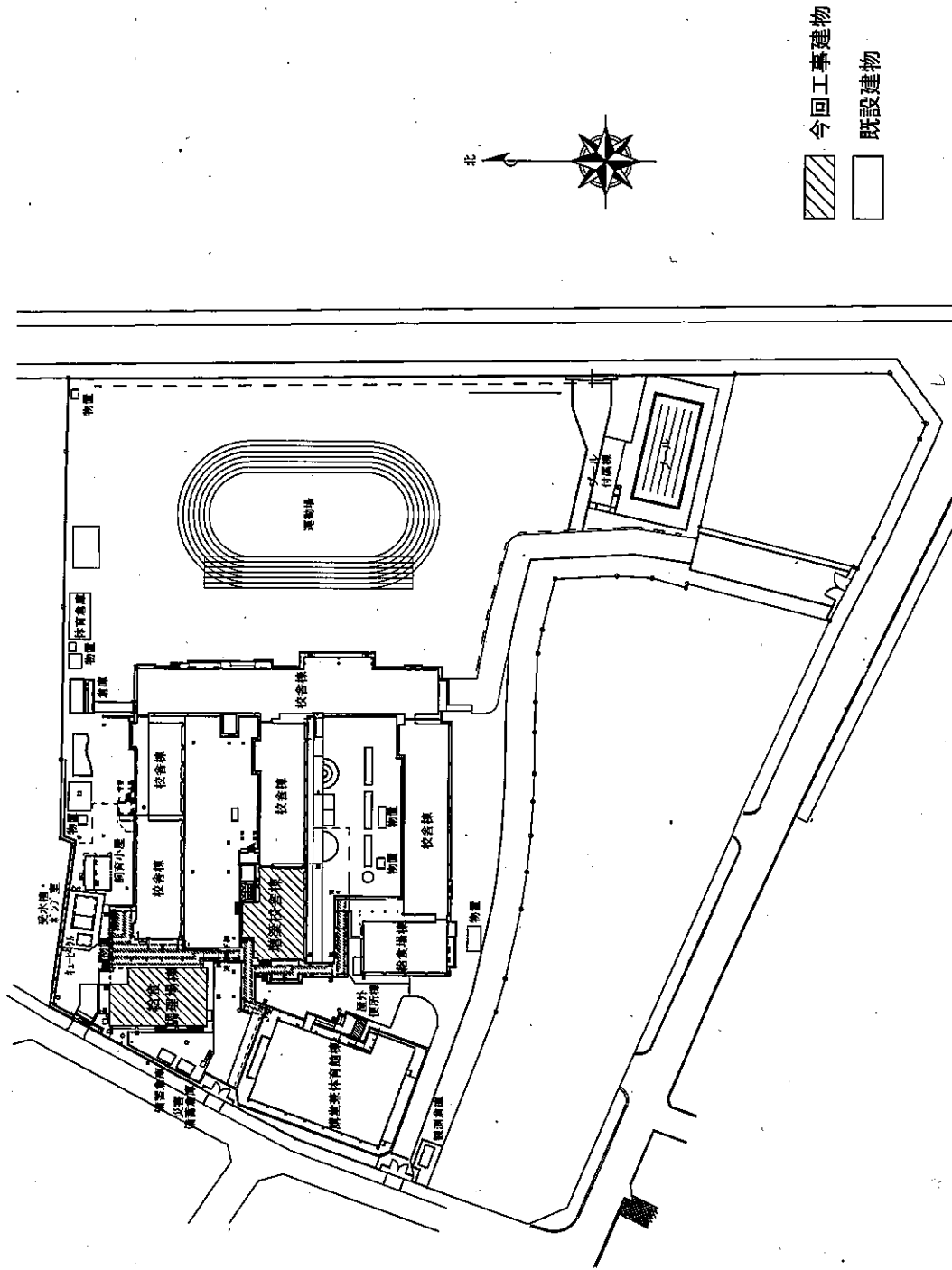
参加者	経過 技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
株式会社大森工務店	112.5	274,000,000	41.058	落札(低入札価格調査の結果)
株式会社橋爪工務店	111.5	278,900,000	39.978	
株式会社隆栄建設	113.5	293,350,000	38.690	
利晃建設株式会社	114.5	313,000,000	36.581	
大容建設株式会社	113.5	311,000,000	36.495	
株式会社町田工務店	113	313,500,000	36.044	
株式会社藤木組	109	308,000,000	35.389	
大樹建設株式会社	110	320,000,000	34.375	
日野建設工業株式会社	114	349,200,000	32.646	

参加者	経過 技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
泉宏建設株式会社	101	377,500,000	26.754	
エイコウ建設株式会社		辞退		
堺土建株式会社		辞退		

(備考) 予定価格 327,678,000 円、調査基準価格 294,723,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。





配置図

PFIによる原山公園再整備運営事業に係る 事業契約の締結について

次のとおり契約を締結する。

- 1 契約の目的 原山公園再整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営
- 2 契約金額 4,709,961,000 円（消費税額等を含む）
- 3 契約の相手方 堺市堺区海山町2丁123番地
原山公園PFI株式会社
代表取締役 伊藤 晴康
- 4 仮契約の日 平成29年7月26日

[根拠]

特定事業契約を締結する場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため。

P F I による原山公園再整備運営事業に係る 事業契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2による)
- 2 履行期間 平成29年第3回市議会に提出している堺市公園条例の一部を改正
する条例の公布の日から平成52年3月31日まで
- 3 事業の概要
 - 事業用地 堺市南区原山台2丁5、3丁1、4丁1～3
 - 敷地面積 8.1ha
 - 施設概要 (屋外プール)
流水プール、ウォータースライダー (2系統)
幼児用プール、変形プール、売店 等
(屋内施設)
延床面積 3,147.88㎡
屋内プール (25 m)、スタジオ、トレーニング室 等
(園地)
多目的スペース (テニス・フットサル兼用コート)
アスレチック遊具、ため池周遊路、駐車場 (265 台) 等
 - 管理運営概要 (維持管理)
建築物保守管理、建築設備保守管理、備品等保守管理、清掃、樹
木維持管理、警備、環境衛生管理、修繕、プールの水質管理、公
園施設保守点検 等
(運営)
屋外プール、屋内施設、園地の運営

4 選定の経過

(1) 応募団体

(代表企業)

東京都千代田区丸の内2丁目2番3号
株式会社フージャースリビングサービス

(構成企業)

大阪市淀川区西中島3丁目9番15号
大鉄工業株式会社

堺市堺区海山町2丁目123番地
株式会社隆栄建設

東京都中野区中央1丁目38番1号
住友林業緑化株式会社

東京都中央区日本橋室町4丁目3番16号
株式会社スポーツアカデミー

大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
株式会社パスコ大阪支店

(協力企業)

大阪市中央区南本町2丁目6番12号サンマリオンNBFタワー
株式会社石本建築事務所大阪オフィス

(2) 選定経過

平成29年1月10日 堺市PFI事業検討委員会
(落札者決定基準等の審議)

平成29年5月13日 堺市PFI事業検討委員会
(提案書審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査、最優秀提案の選定)

(3) 堺市PFI事業検討委員会委員

委員長 大阪府立大学名誉教授 増田 昇

委員 関西大学人間健康学部人間健康学科教授 黒田 研二

委員 弁護士 中川 澄

委員 関西大学環境都市工学部建築学科准教授 橋寺 知子

委員 株式会社日本政策投資銀行関西支店企画調査課長 布施 健

(4) 選定方法

総合評価一般競争入札により、「提案内容に関する事項」及び「入札価格に関する事項」の審査を行い、総合評価を行った。

① 提案内容に関する事項の審査

提案内容に関する事項について、審査項目ごとに審査を行った。

審査項目	評価の視点
I. 提案内容に関する事項	
1. 事業全体に関する事項	
(1) 事業に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・原山公園の活性化や榎・美木多駅周辺の賑わいの創出など、施設の設置目的及び市が重要と考える事項を踏まえ、独自の視点を持ち明確な方針が提案されているか。 ・設計、建設、維持管理及び運営の各業務を一体的かつ長期的に実施するための方針が示されているか。 ・個人情報の保護に関する考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。 ・人権尊重の考え方が適切か。 ・障害者や高齢者、子どもなどの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。
(2) 事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・代表企業、構成企業、協力企業の役割分担が明確に提案されており、事業を遂行するための十分な経験、ノウハウを有した人材が配置されているか。 ・人材育成、研修計画が適切か。 ・緊急時等において、公園利用者の安全確保等の円滑な対応を行うための体制（市・PFI事業者等の連絡窓口や具体的なバックアップ体制）について、具体的かつ優れた提案がなされているか。
(3) 事業の実施計画・経営	<p><資金調達></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資金等の資金調達手段が明確であり、確実性が担保された具体的な提案がされているか。 ・クラウドファンディング等、市の負担によらない資金を、公園施設の更なる充実や公園の活性化、賑わい創出に向けた取り組み等へ投資する提案がされているか。 ・財務の健全性と安定性が確保される具体的な提案がされているか。 <p><事業計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金収入等の事業収入の算定根拠が明確となった計画が提案されているか。 ・各費用の算定根拠が明確であり、妥当な計画が提案されているか。 <p><リスク管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資及び資金不足時における対応策が具体的に提案されているか。 ・各リスクについて具体的かつ適切なリスク管理に係る方策が提案されているか。 <p><収益還元></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案時の想定を超えて事業収益を得た場合、その一部について、市への利益還元又は公園への再投資に係る考え方と方策について提案されているか。

2. 施設計画に関する事項

(1) 施設計画の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書に示す市の考え方を理解し、公園の活性化、利用者の利便性につながる有効な提案となっているか。
(2) 施設の全体計画	<p><景観></p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和した、公園としてふさわしい景観を形成する提案がされているか。 <p><環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した提案がされているか。 ・地球環境に配慮した省エネルギーシステムの構築などの積極的な取り組みが実現される提案がされているか。 ・周辺住民及び周辺環境への影響に配慮した提案がされているか。 <p><安全・防災・防犯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全管理、災害時等の対応、防犯対策が確実に実施される提案がされているか。 <p><バリアフリー・ユニバーサルデザイン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢、性別、障害の有無等に関わらず、全ての利用者が快適・安全に利用できる提案がされているか。 <p><動線計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性や安全性、緊急時の対応に配慮した提案がされているか。
(3) 各施設の計画	
1) 屋外プール等施設	<p><屋外プール></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションプールとして魅力的な提案がされているか。 ・十分な安全管理が徹底される提案がされているか。 <p><屋外プール諸室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各諸室が必要十分な規模で確保され、利用者の利便性及び安全性、防犯対策に配慮した提案となっているか。 <p><園路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性や安全性、防犯対策を考慮した提案がされているか。 ・利用者の健康づくりの場としても活用できる提案がされているか。 <p><憩いの森></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性や景観へ配慮した提案がされているか。 ・里山再生につながる提案がされているか。 <p><かもめ広場・すこやか広場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康づくりの場として活用できる提案がされているか。 ・かもめ広場に設置する多目的スペース（有料）において、収益性を向上する提案がされているか。 ・地域の賑わい創出の場として活用できる提案がされているか。 <p><ため池></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全性に配慮した提案がされているか。 ・農業用水利に十分配慮した提案がされているか。 <p><駐車場・駐輪場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性、安全性及び交通渋滞への配慮がされた提案がされているか。

2) 屋内施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで誰もが、健康づくり、体力づくり等、健康増進を期待できる施設としての提案がされているか。 ・施設規模、配置等について、施設利用者の利便性・機能性を考慮した提案がされているか。 ・十分な安全管理が徹底される提案がされているか。 ・利用者の健康づくりに資する様々なプログラム等が提供されることを考慮した提案がされているか。 ・施設規模、配置等について、施設利用者の利便性・機能性を考慮した提案がされているか。 <p><更衣室エリア></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要十分な規模が確保され、利用者の利便性や安全性、防犯対策に配慮した提案がされているか。 <p><共用部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性や安全性、防犯対策に配慮した提案がされているか。 <p><管理エリア></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性や安全性、防犯対策に配慮した提案がされているか。
3. 施設の設計、建設及び工事監理業務等に関する事項	
(1) 設計業務、建設業務及び工事監理業務等の基本的な考え方及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ効率的に実施できる考え方が示されているか。 ・品質保証や周辺住民及び周辺環境に配慮した考え方が示されているか。 ・材料選択・施工方法については、長期的な施設仕様を配慮した考え方が示されているか。 ・適正かつ明確な人員体制が提案されているか。 ・業務の連携が円滑に行える体制となっているか。
(2) 施工計画・工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民に十分に配慮した計画となっているか。 ・業務が安全かつ円滑に実施され、確実に実施される計画となっているか。
4. 施設の維持管理に関する事項	
(1) 維持管理業務の基本的な考え方及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全の考え方を考慮した提案がされているか。 ・事故や災害等の未然防止及び発生時の対応について考慮した提案がされているか。 ・適正かつ明確な人員体制が提案されているか。 ・サービスの質の維持において有効かつ具体的なセルフモニタリングの方法等が提案されているか。
(2) 建築物及び設備に係る維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・点検、保守等の計画が具体的で適切な提案となっているか。 ・利用者が快適かつ衛生的に施設を利用できるような提案がされているか。 ・利用者の安全性及び予防保全の考え方に十分配慮した具体的な提案がされているか。 ・利用者の安全性、利便性及び快適性に配慮した提案がされているか。

(3) 警備・修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全性及び緊急時対応について具体的な提案がされているか。 ・利用者の安全性及び予防保全の考え方に十分配慮した具体的な提案がされているか。
(4) 園地に係る維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の種類、生育状況、自然環境及び景観に配慮した提案がされているか。 ・利用者の安全性及び緊急時の対応について具体的な提案がされているか。
5. 施設の運営に関する事項	
(1) 運營業務に関する基本的な考え方及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで誰もが、健康づくり、体力づくり等、健康増進ができる考え方が示されているか。 ・原山公園の活性化や地域の賑わい創出に資する考え方が示されているか。 ・原山公園全体を長期的かつ計画的に管理運営する考え方が示されているか。 ・事業者の持つノウハウが発揮された効率性、実効性及び創造性がある考え方が示されているか。 ・休業日、開館時間が市民サービスの向上につながっているか。 ・適正かつ明確な人人体制が提案されているか。 ・利用者への情報提供、広報宣伝に関しての考え方が適切かどうか。 ・サービスの質の維持において有効かつ具体的なセルフモニタリングの方法等が提案されているか。
(2) 公園全体に係る運營業務	<p><多様な主体と連携・協力、公園の活性化、賑わい創出事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の活性化、賑わい創出に資する具体的で有効な提案がされているか。 ・連携する具体的な主体が想定されているか。 <p><健康増進事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした健康づくりができる提案がされているか。 ・公園全体や梅緑道を健康づくりの場として活用する具体的な提案がされているか。 <p><子育て支援事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体力向上、自然遊び等を通じた子育て支援に関する具体的な提案がされているか。 <p><安全・安心な公園運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全管理、災害時等の対応、防犯対策が確実に実施される提案がされているか。

(3) 屋外プール等施設に係る運営業務	<p><屋外プール及び屋外プール諸室に係る運営業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の持つノウハウが発揮された効率性、実効性及び創造性がある具体的な提案がされているか。 ・十分な安全管理が徹底される提案がされているか。 <p><駐車場等の運営業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性、安全性及び交通渋滞への配慮がされた提案がされているか。 <p><園路、憩いの森、広場等の園地に係る運営業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の持つノウハウが発揮された効率性、実効性及び創造性がある具体的な提案がされているか。
(4) 屋内施設に係る運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の持つノウハウが発揮された効率性、実効性及び創造性がある具体的な提案がされているか。 ・十分な安全管理が徹底される提案がされているか。
(5) 需要に対する考え方	<p><需要予測></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設ごとの利用者数の想定が、運営を担当する事業者の実績、本事業の立地条件及び状況等から勘案し、説得力のある提案となっているか。 <p><利用者の確保方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な利用料金体系を設定することで、施設利用者にとって利便性が高く、継続利用を促す提案となっているか。 ・市民のニーズを把握し、運営に反映する有効な仕組みを設けた提案となっているか。 ・多くのリピーターを確保、定着させるための具体的な工夫がされた提案となっているか。
(6) 自主事業の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり活動団体、大学及び駅前商業施設等と連携した住民参画事業、原山公園のマネジメントを通じた梅・美木多駅周辺の賑わい創出に資する事業など、原山公園の活性化及び地域の賑わい創出が期待できる具体的かつ魅力的な優れた提案がされているか。
6. 便益施設業務に関する事項	
(1) 便益施設事業の基本的な考え方及び整備・運営内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原山公園の賑わい創出、市民の交流の場となる考え方が示されているか。 ・利用者の便益や周辺住民に配慮した施設計画となっているか。 ・PFI事業者と連携した具体的かつ効果的な提案がされているか。
(2) 事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・より長期の運営期間の提案がされているか。

② 入札価格に関する事項の審査

入札価格について、次式により得点化を行った。

入札価格に関する事項の得点 = 入札価格に関する事項の配点 (250 点) ×

(提案のうち最低入札価格 ÷ 当該入札参加者の入札価格)

③ 最優秀提案の選定

委員ごとに「提案内容に関する事項」及び「入札価格に関する事項」の得点の合計「評価合計点」を算出し、各委員の評価合計点の和「総評価合計点」を算出した。

審査項目	配点	総評価合計点
I. 提案内容に関する事項	3,750	1,978
1. 事業全体に関する事項	500	200
(1) 事業に関する基本的な考え方	500	200
(2) 事業の実施体制		
(3) 事業の実施計画・経営		
2. 施設計画に関する事項	1,000	664
(1) 施設計画の基本的な考え方	400	256
(2) 施設の全体計画		
(3) 各施設の計画		
1) 屋外プール等施設	600	408
2) 屋内施設		
3. 施設の設計、建設及び工事監理業務等に関する事項	500	300
(1) 設計業務、建設業務及び工事監理業務等の基本的な考え方及び実施体制	500	300
(2) 施工計画・工程計画		
4. 施設の維持管理に関する事項	500	300
(1) 維持管理業務の基本的な考え方及び実施体制	500	300
(2) 建築物及び設備に係る維持管理業務		
(3) 警備・修繕業務		
(4) 園地に係る維持管理業務		
5. 施設の運営に関する事項	1,000	414
(1) 運営業務に関する基本的な考え方及び実施体制	600	264
(2) 公園全体に係る運営業務		
(3) 屋外プール等施設に係る運営業務		
(4) 屋内施設に係る運営業務		
(5) 需要に対する考え方	150	60
(6) 自主事業の提案	250	90
6. 便益施設業務に関する事項	250	100
(1) 便益施設事業の基本的な考え方及び整備・運営内容	250	100
(2) 事業期間		
II. 入札価格に関する事項	1,250	1,250
合計	5,000	3,228

(5) 選定の理由

本事業は、原山公園の活性化と柵・美木多駅周辺の賑わいの創出に寄与し、泉北ニュータウンの再生に資することを目的とする。

応募のあった当該グループの提案は、原山公園の景観や環境に配慮するとともに、市民の健康増進の実現に向けた堅実な提案内容で、十分に実現性が見込まれる提案となっていた。

以上のことから、総合的に判断し、当該グループを最優秀提案者に選定した。

5 特別目的会社の設置

本契約は、株式会社フージャースリビングサービスを代表企業とするグループにより、本事業の実施を目的として設立された特別目的会社である「原山公園 PFI 株式会社」との間で締結する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
原山公園 原山かもめ公園	堺市堺区海山町 2丁123番地	原山公園 PFI 株式会社	(屋外プール、駐車場、多目的 スペース及び屋内施設) 平成 32 年 7 月 1 日から 平成 52 年 3 月 31 日まで (上記以外の施設) 平成 31 年 4 月 1 日から 平成 52 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、原山公園及び原山かもめ公園の指定管理者として原山公園 PFI 株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。
- 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績
原山公園PFI 株式会社	平成 29 年 7 月 13 日	原山公園再整備 運営事業に係る 設計、建設、維 持管理及び運営	原山公園再整備運営事業 に係る設計、建設、維持 管理及び運営を目的に設 立された法人である。

- 3 選定の方法及び理由

原山公園 PFI 株式会社は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき実施する、原山公園再整備運営事業の落札者に決定した株式会社フージャースリビングサービスを代表企業とするグループが、当該事業の実施を目的として設立した特別目的会社である。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営能力を十分に有しており、堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 3 項に規定する要件に適合すると認められることから、同条例第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該団体を選定したものである。

地方独立行政法人堺市立病院機構定款の 一部変更について

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり地方独立行政法人堺市立病院機構定款の一部を変更する。

[根 拠]

地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため。

地方独立行政法人堺市立病院機構定款の 一部を変更する定款

地方独立行政法人堺市立病院機構定款の一部を次のように変更する。

別表の土地の表堺市堺区少林寺町東四丁5番1の項、堺市西区家原寺町一丁1番1の項、堺市西区家原寺町一丁2番1の項、堺市西区家原寺町一丁2番3の項、堺市西区家原寺町一丁2番4の項、堺市西区家原寺町一丁2番5の項、堺市西区家原寺町一丁2番6の項及び堺市西区家原寺町一丁150番3の項を次のように改める。

堺市堺区少林寺町東四丁5番1	990.87	平成29年2月譲渡
堺市西区家原寺町一丁1番1 (平成27年7月堺市西区家原寺町一丁2番1、同2番3、同2番4、同2番5、同2番6及び同150番3と合筆)	1,517.26 (平成27年7月合筆により現在は、19,693.49)	
堺市西区家原寺町一丁2番1 (平成27年7月堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆)	5,890.29	
堺市西区家原寺町一丁2番3 (平成27年7月堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆)	7,189.35	
堺市西区家原寺町一丁2番4 (平成27年7月堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆)	3,209.30	
堺市西区家原寺町一丁2番5 (平成27年7月堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆)	598	
堺市西区家原寺町一丁2番6 (平成27年7月堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆)	1,128	
堺市西区家原寺町一丁150番3 (平成27年7月堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆)	159	

別表の建物の表医師・看護師宿舍の項備考の欄を次のように改める。

平成 29 年 2 月
議 渡

附 則

この定款は、総務大臣の認可の日から施行する。

地方独立行政法人堺市立病院機構定款の 一部変更について

1 変更の趣旨

新病院への移転に伴う所要の変更を行うものであること。

2 施行期日

総務大臣の認可の日から施行するものであること。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根 拠]

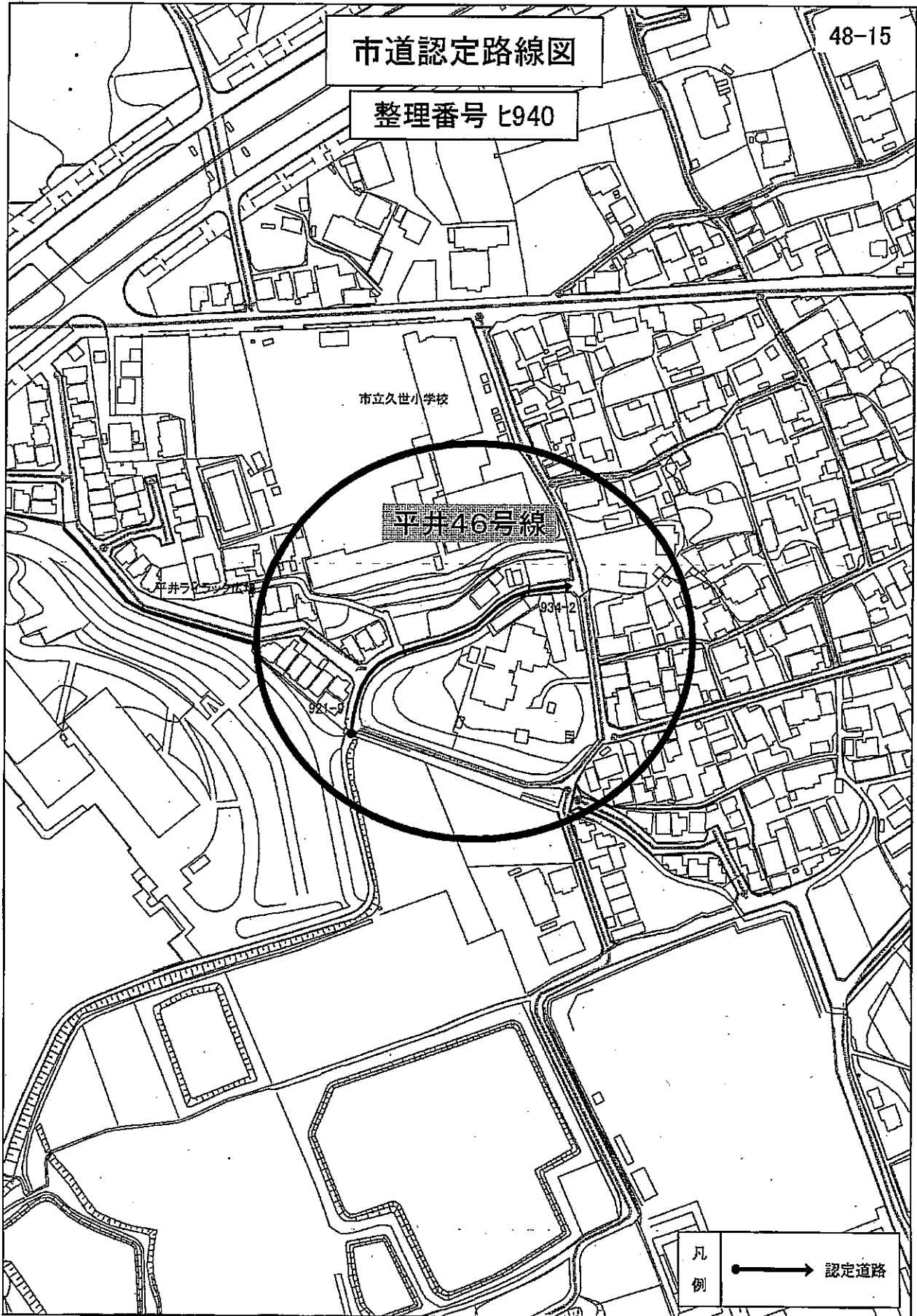
道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な 経過地	付記
と940	平井46号線	中区平井921番9地先 中区平井934番2地先		本市施行
と941	平井47号線	中区平井699番6地先 中区平井397番4地先		〃
ハ1014	浜寺石津西61号線	西区浜寺石津町西4丁148番1地先 西区浜寺石津町西4丁142番1地先		〃
シ543	白鷺14号線	東区白鷺町3丁299番10地先 東区白鷺町3丁305番10地先		他事業者の事業
カ582	金岡白鷺1号線	北区金岡町1081番2地先 東区白鷺町3丁1804番2地先		〃
と937	日置荘西212号線	東区日置荘西町5丁60番3地先 東区日置荘西町5丁60番3地先		開発に伴う寄付
と939	日置荘原寺60号線	東区日置荘原寺町75番34地先 東区日置荘原寺町75番39地先		〃
ク333	草部222号線	西区草部207番5地先 西区草部207番8地先		〃
と938	日置荘原寺59号線	東区日置荘原寺町460番6地先 東区日置荘原寺町461番13地先		都市計画法第39条による帰属
キ469	百舌鳥赤畑53号線	北区百舌鳥赤畑町2丁108番3地先 北区百舌鳥赤畑町2丁108番8地先		〃
キ457	北余部88号線	美原区北余部7番2地先 美原区北余部7番6地先		〃

市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地	付記
ㇿ071	平井9号線	中区平井934番5地先 中区平井699番地先		本市施行
ㇿ840	晴美台榎塚台101号線	南区晴美台3丁13番6地先 南区榎塚台3丁1番地先		〃
ㇿ841	晴美台榎塚台102号線	南区晴美台3丁13番4地先 南区榎塚台3丁1番地先		〃



市道認定路線図

48-15

整理番号 7940

市立久世小学校

平井46号線

平井ラウンド

934-2

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

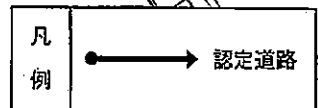
48-14

整理番号 7941

関西電力(株)八田変電所

平井47号線

699-6



市道認定路線図

22-20

整理番号 H1014

城西社会保険事務所

石津川河川公園

浜寺石津西61号線

142-1
148

教蓮寺

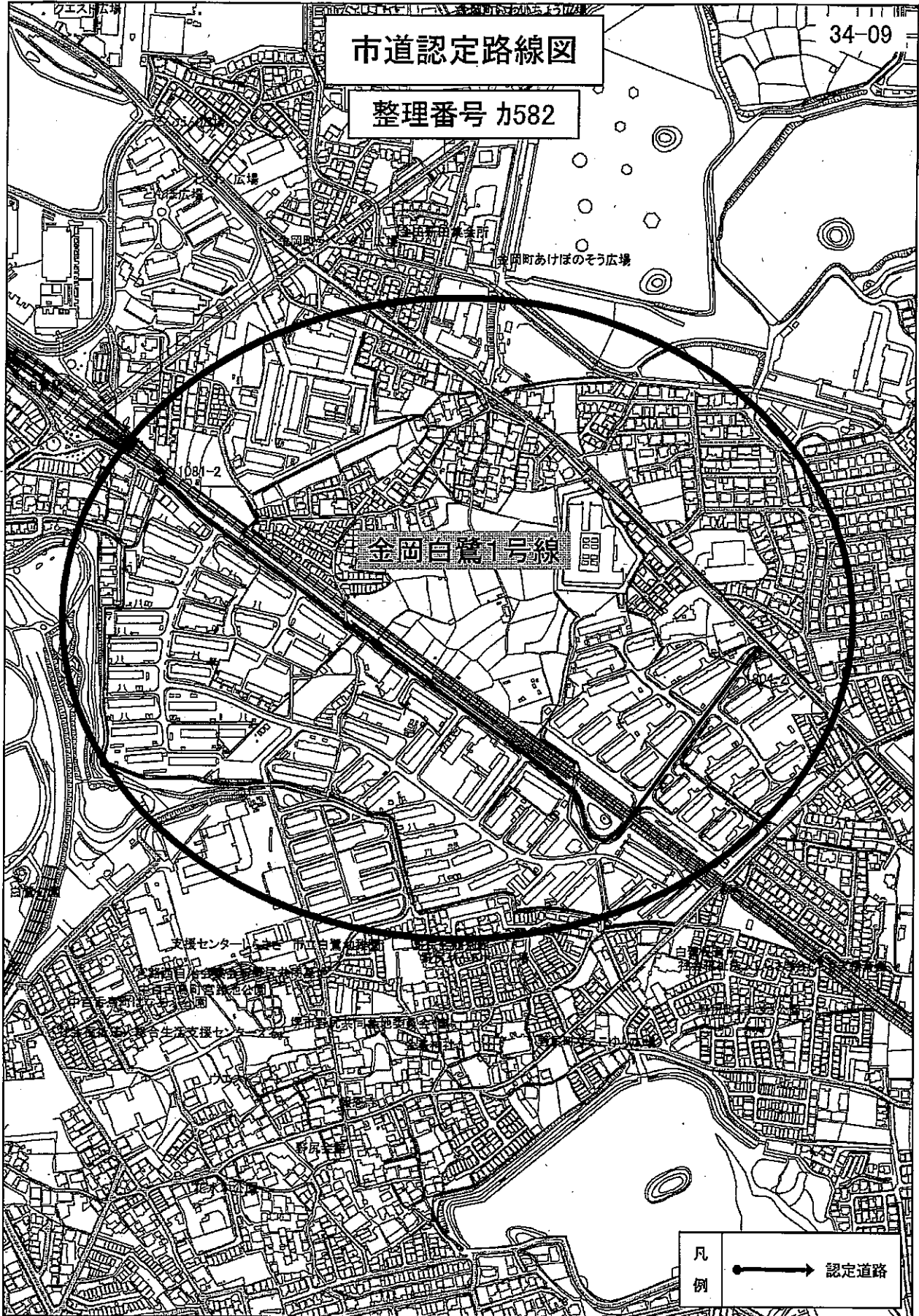
滋州承継業務組合 浜寺石津第2水防倉庫

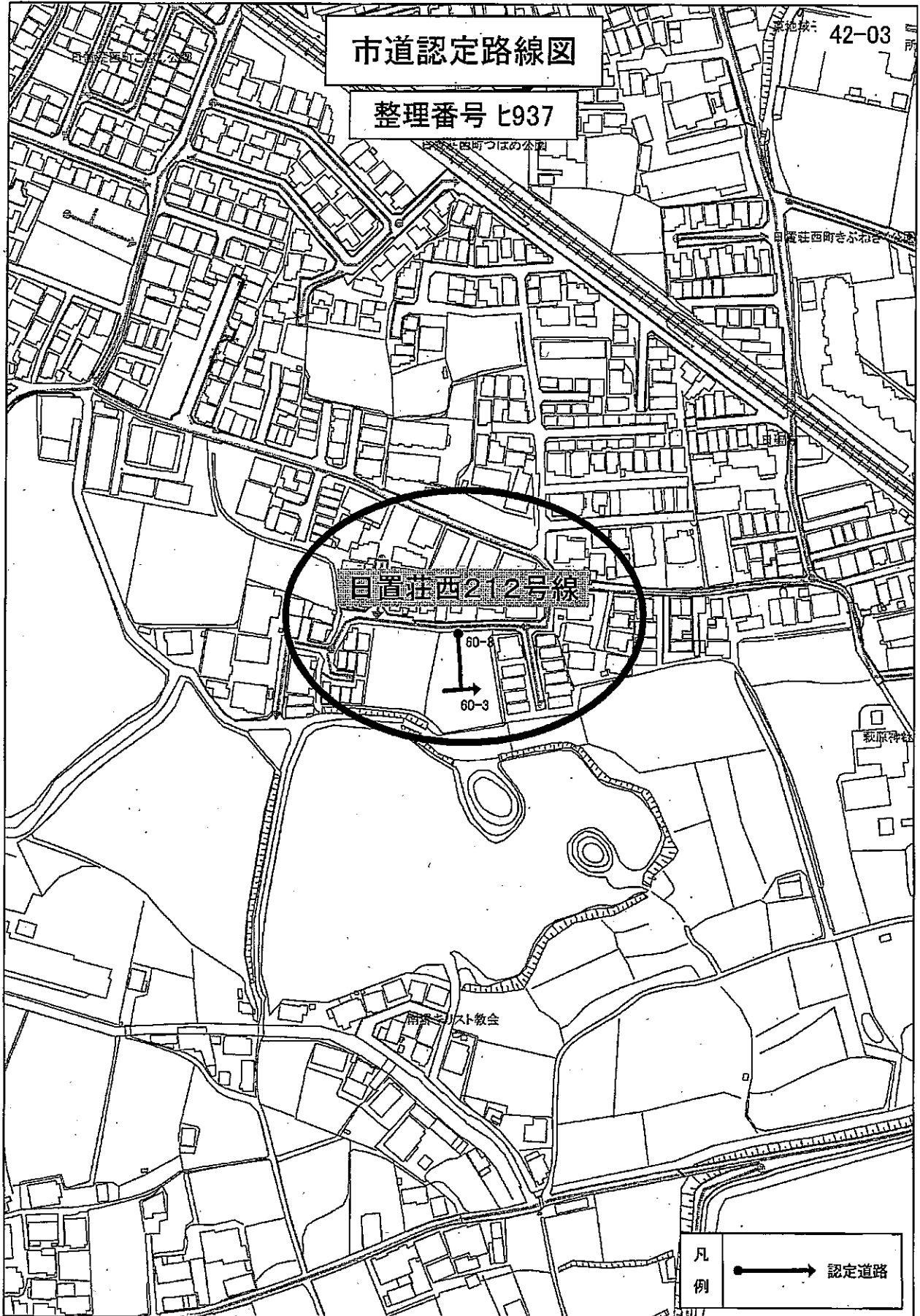
石津川河川公園

川向集会所 太鼓台倉庫

日本キリスト教団石津教会

凡例
→ 認定道路






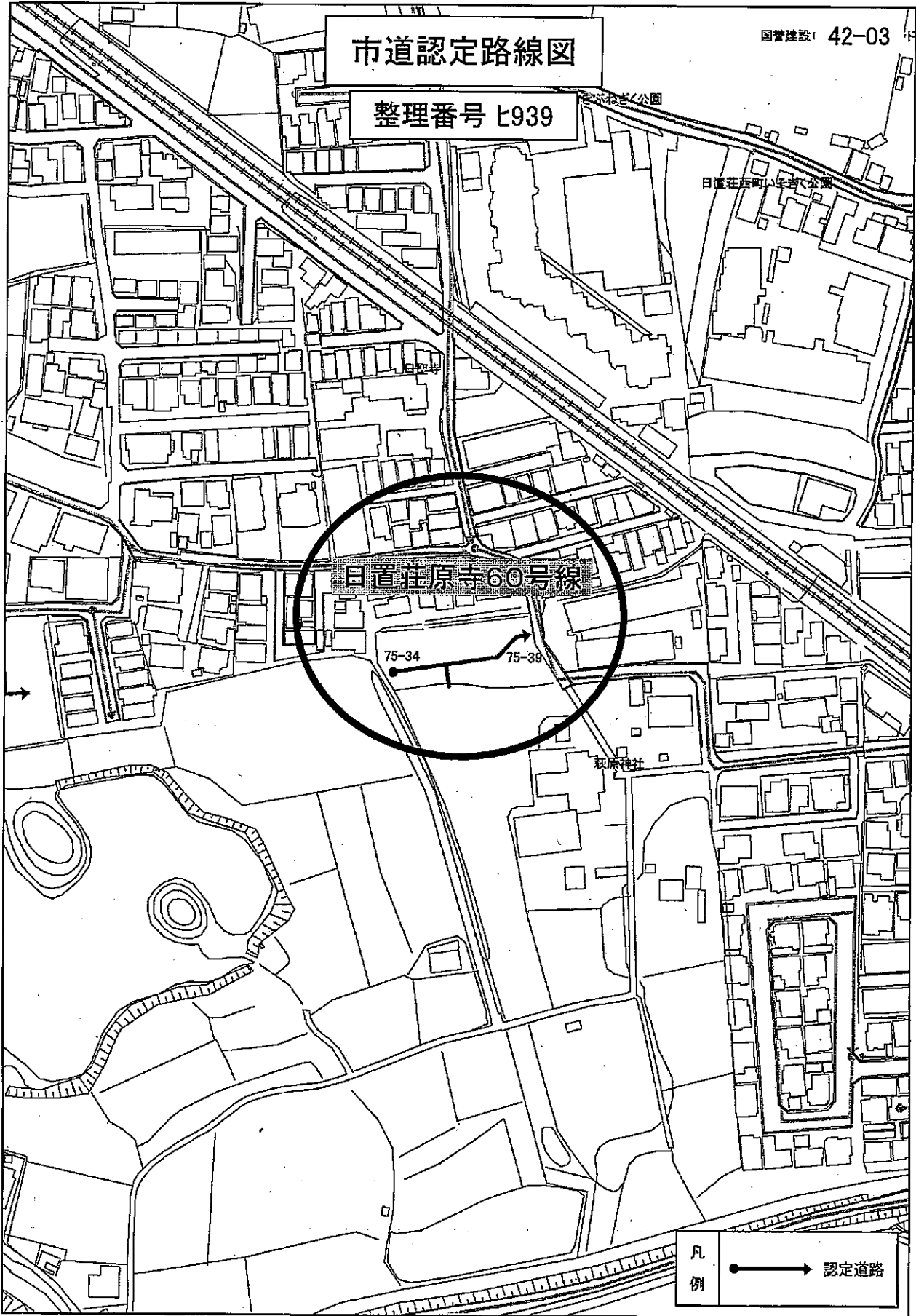
市道認定路線図

整理番号 7937

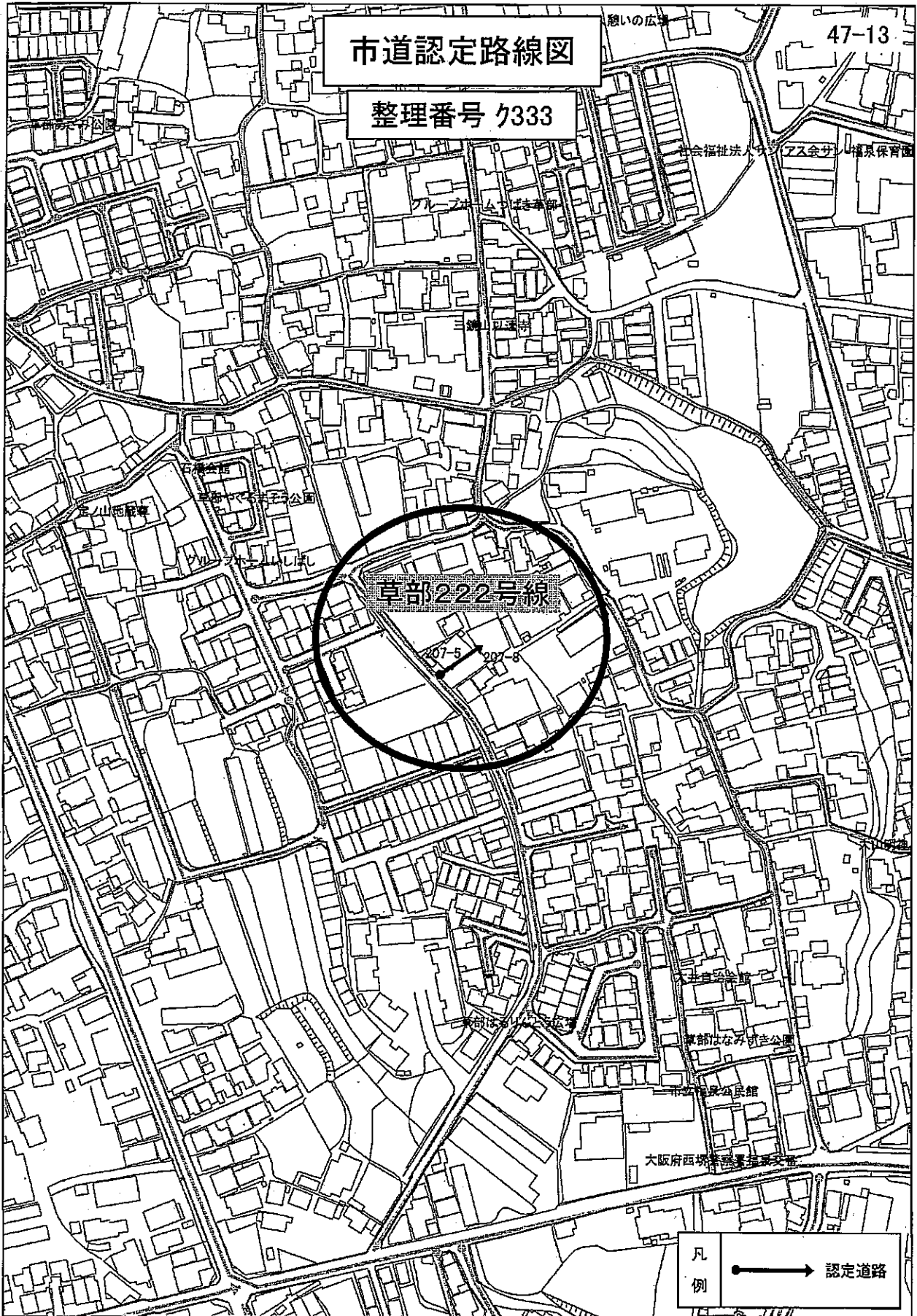
42-03

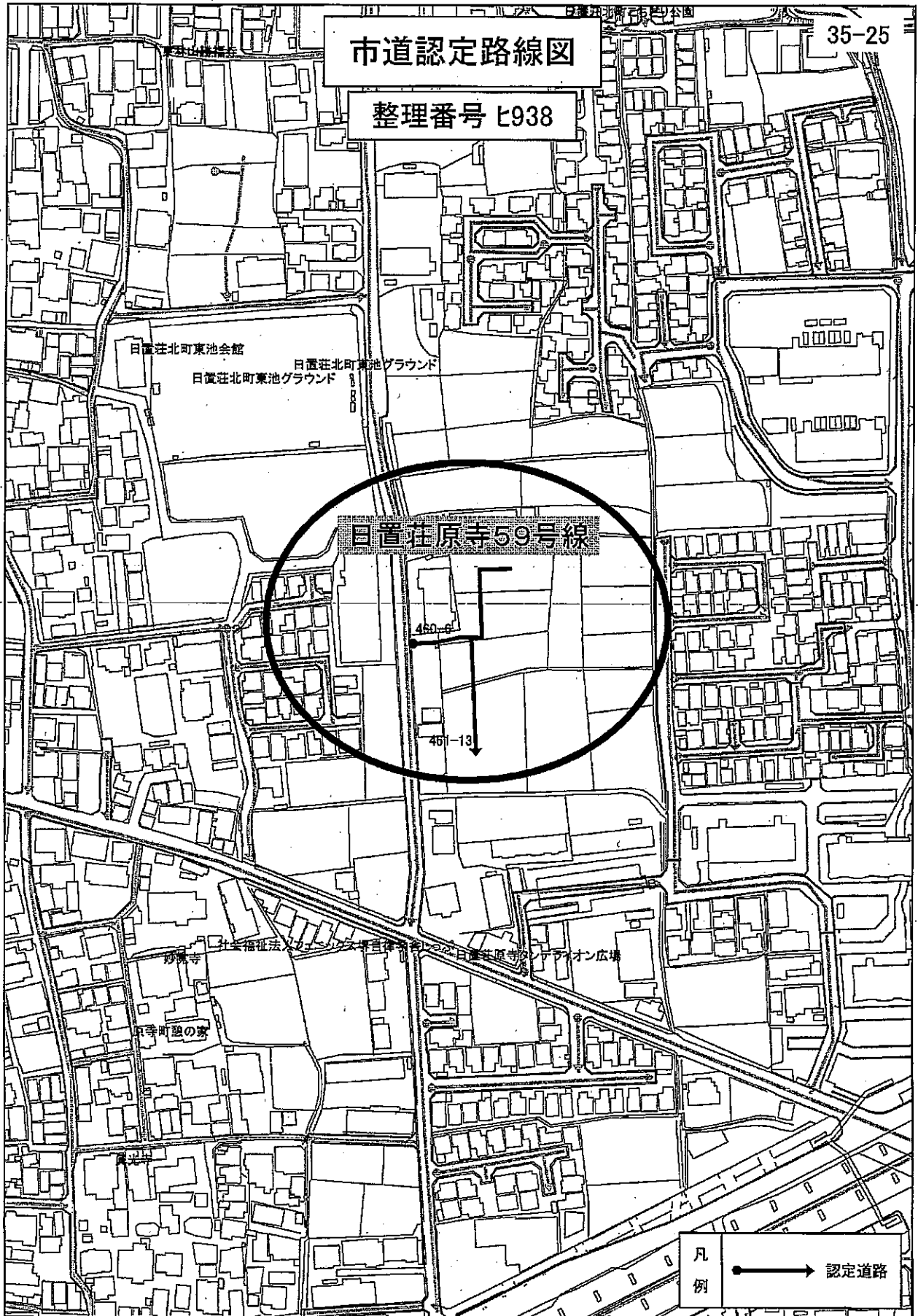
目置荘西212号線

凡例
 認定道路



国管建設 42-03



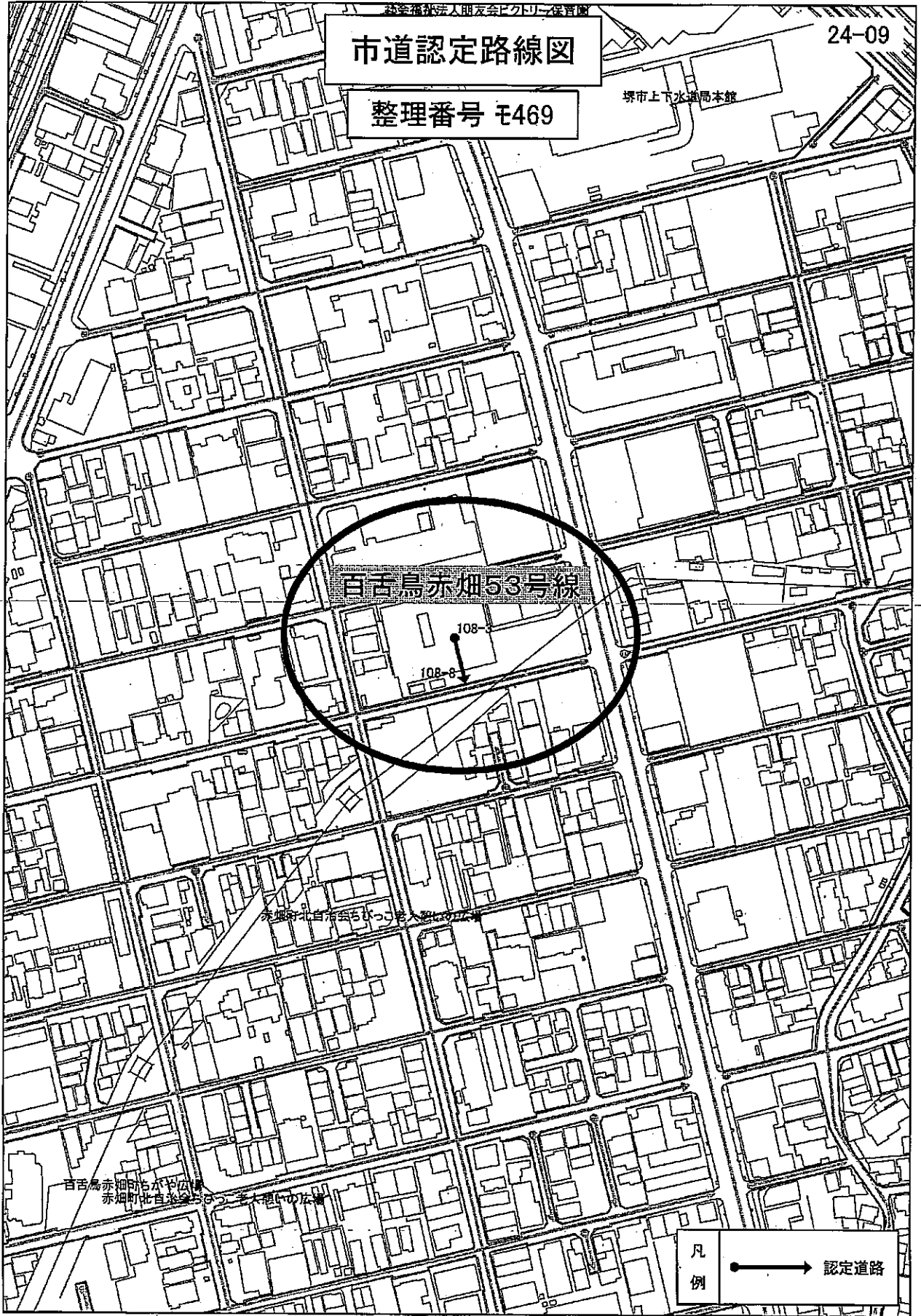


市道認定路線図

24-09

整理番号 ㊦469

堺市上下水道局本館



百舌鳥赤畑53号線

108

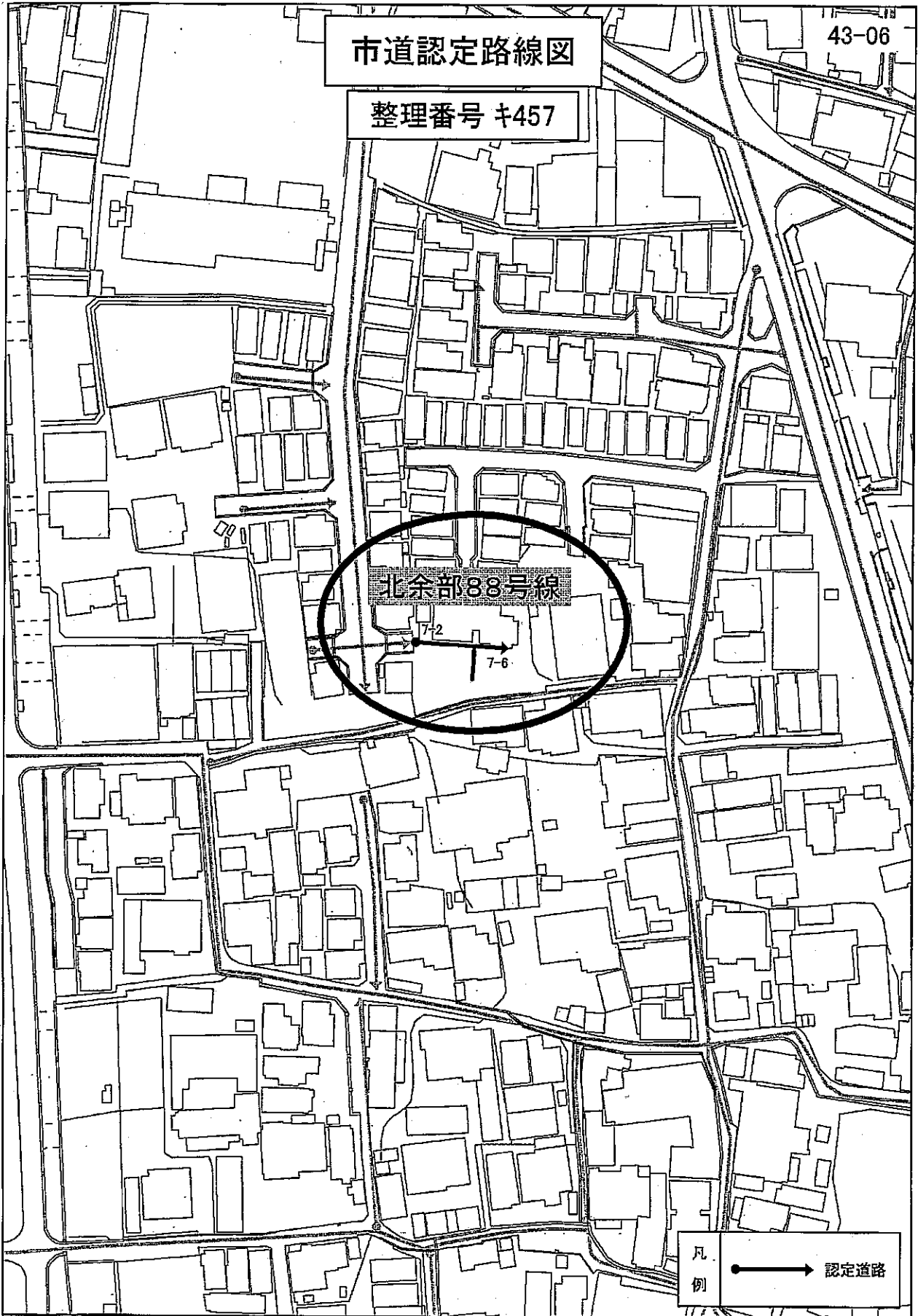
108-8

百舌鳥赤畑53号線

百舌鳥赤畑53号線
赤畑町北百舌鳥53号

凡例

→ 認定道路





市道廃止路線図

整理番号 八840 八841

晴美台A団地集会所

晴美台榎塚台101号線 晴美台榎塚台102号線

13-6

13-4

榎塚台自治会館

泉北榎塚台郵便局

榎塚台校区地域会館

榎塚台校区老人集会所

社会福祉法人阪府福祉事業会榎塚台保健園

医療法人福田外科・整形外科医院

凡例 \longleftrightarrow 廃止道路

大字菩提共有地処分について

次のとおり大字菩提共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市東区菩提町3丁	7番の内	ため池	152	203.87	中測池の一部

処分面積については、実測面積の数値である。

2 処分者

菩提町会

代表者 堺市東区***** 会長 *****

3 処分の相手方

堺市東区*****

4 処分金額

金 7,910,156 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

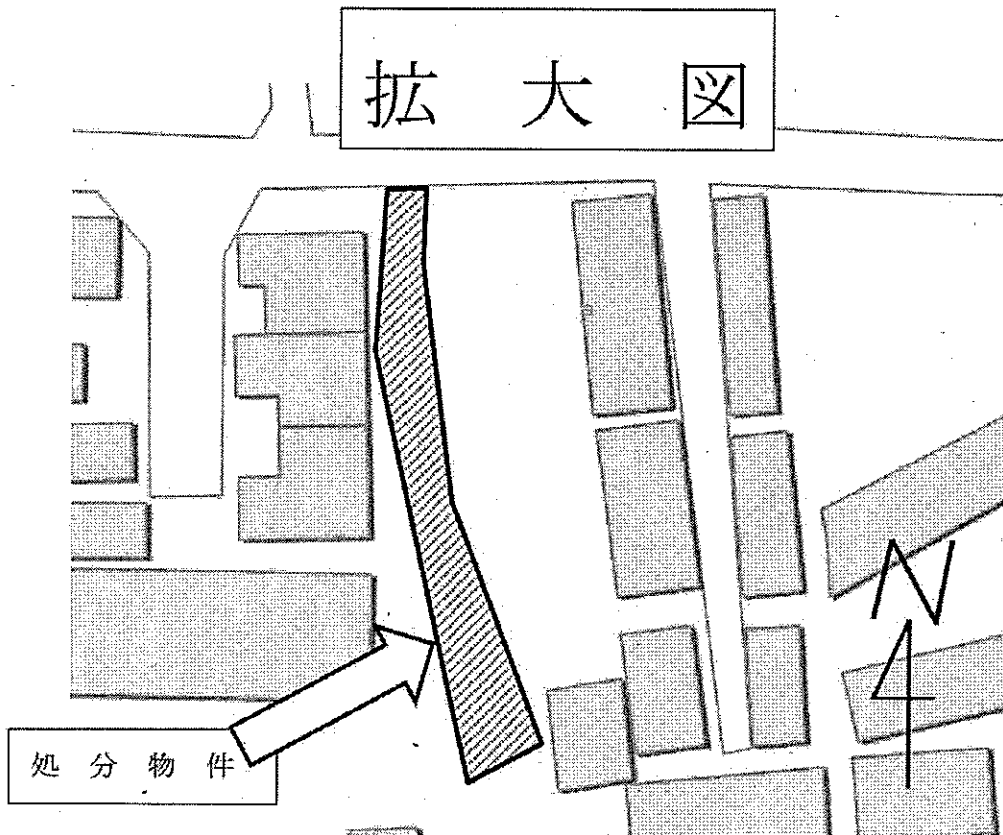
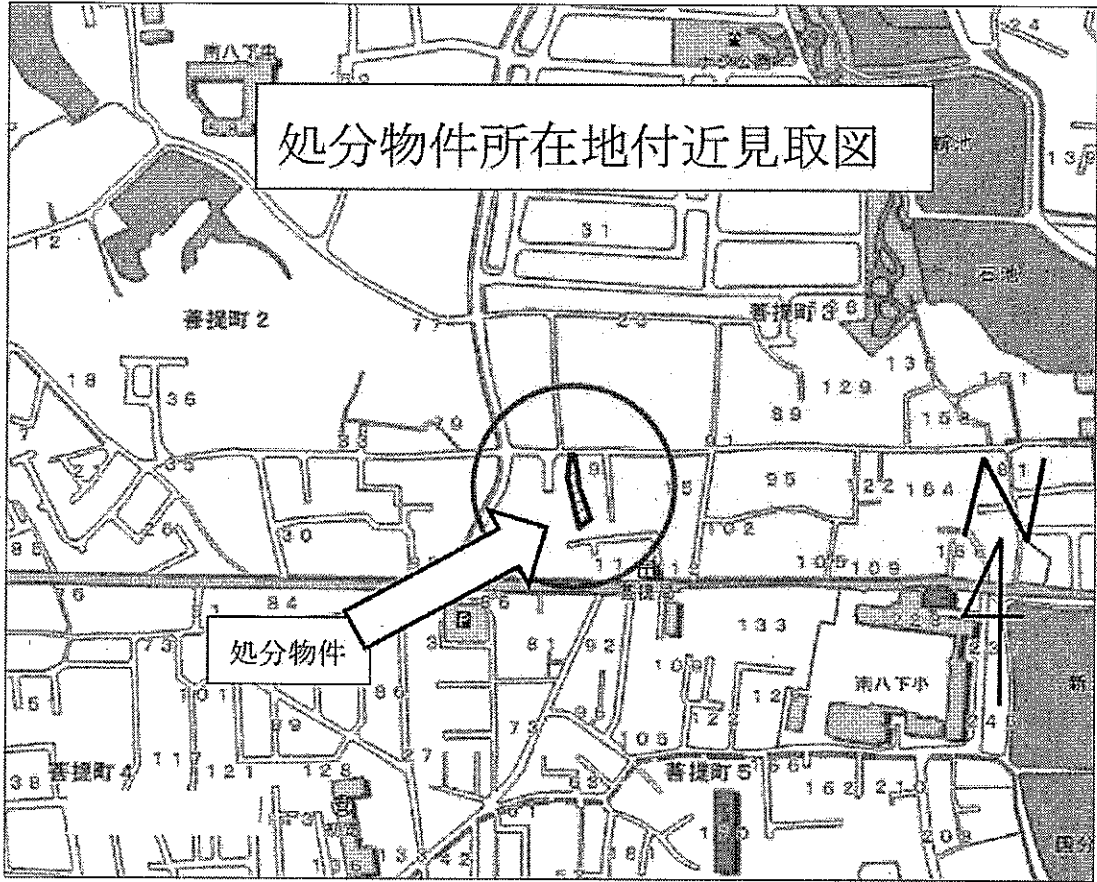
大字菩提共有地処分について

1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備考
菩提町会	7,910,156	地元公益事業費	3,170,156	
		水利権消滅補償費	3,160,000	
		堺市に対する納付金	1,580,000	20%相当額
計			7,910,156	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり



損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 56 号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 7 月 26 日

堺市長 竹 山 修 身

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,826,911 円

- 2 損害賠償の相手方 堺市北区 * * * * *
* * * * *

損害賠償の額の決定について

平成 28 年 1 月 14 日 (木) 午後 1 時 26 分頃、堺市北区南長尾町 3 丁 1 番地先において、育成相談課職員が本市車両を運転中、信号の無い交差点で右折する際、左方から直進してきた相手方車両に接触し、車両を損傷させた上、運転手である相手方を負傷させたものである。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 1,826,911 円で合意に至ったものである。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(税務部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
46	29.7.18	497	東京都千代田区 霞が関1丁目3 番2号	日本郵便株式会社 代表取締役社長 横 山 邦 男	平成29年4月分の後納 郵便料金について、支 払に係る事務処理が遅 れたため、遅延による 利息が生じたもの。

(都市計画部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
59	29.7.27	232,416	堺市北区*** *****	*****	平成29年4月14日(金) 午後2時30分ごろ、堺市 北区長曾根町130番地23 地内において、都市計 画課職員が本市車両を 発進させた際、相手方 所有の車両に接触し、 損傷させたもの。

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
57	29.7.27	8,330	堺市堺区*** **	*****	平成29年6月5日(月) 午後1時50分ごろ、堺市 堺区神保通2番地先の交 差点において、住宅改 良課職員が本市車両を 運転中、相手方所有の 自転車に接触し、損傷 させたもの。

(土木部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
39	29.6.5	22,000	大阪市浪速区* *****	*****	平成28年11月16日(水) 午後5時30分ごろ、堺市 堺区築港八幡町1-39地 先、市道築港八幡三宝1 号線を自転車で走行中、 道路の穴に前輪がはま り転倒し、頭部・右胸部・ 右肩・両手・両膝の負 傷と自転車及び衣服や 装具を損傷したもの。
38	29.6.5	7,538	堺市西区* ***** **	*****	平成29年2月23日(木) 午後9時55分ごろ、堺市 西区上野芝向ヶ丘町4丁 2-24地先、市道神野上 野芝向ヶ丘1号線を走行 していたところ、路面 のアスファルト片がは がれ、車両底部に接触 し損傷したもの。
44	29.7.7	210,103	大阪市平野区喜 連西1丁目19- 16	浅井株式会 社 代 表 取 締 役 浅 井 覚	平成29年2月22日(水) 午後9時20分ごろ、堺市 美原区さつき野西2丁目 6番地先、府道美原太子 線(新)を走行してい たところ、中央分離帯 の植込み部より突然、 枯れた低木が車両前方 右側に落下しバンパー 及び車両側面を損傷し たもの。
52	29.7.20	172,800	堺市中区* *****	*****	平成29年3月29日(水) 午前10時ごろ、堺市中 区深井清水町3323地先、 市道深井11号線の道路 改良を行った区間にお いて、隣接駐車場から 出庫しようとしたとこ ろ、車両の前面下部が 路面に接し、フロント バンパーが損傷したも の。

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
47	29.7.18	120,204	大阪市平野区* ***** **	*****	平成29年3月29日(水) 午後9時ごろ、堺市中区 深井清水町3323地先、 市道深井11号線の道路 改良を行った区間にお いて、隣接駐車場から 出庫しようとしたとこ ろ、車両の前面下部が 路面に接し、フロント バンパーが損傷したも の。
45	29.7.18	104,448	堺市東区*** *****	*****	平成29年3月28日(火) 午後4時ごろ、堺市中区 深井清水町3323地先、 市道深井11号線の道路 改良を行った区間にお いて、隣接駐車場から 出庫しようとしたとこ ろ、車両の前面下部が 路面に接し、フロント バンパーが損傷したも の。
48	29.7.18	99,555	和泉市**** *****	*****	平成29年3月28日(火) 午後5時ごろ、堺市中区 深井清水町3323地先、 市道深井11号線の道路 改良を行った区間にお いて、隣接駐車場から 出庫しようとしたとこ ろ、車両の前面下部が 路面に接し、フロント バンパーが損傷したも の。

(自転車まちづくり部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
58	29.7.27	26,134	堺市中区** ***	*****	平成29年6月19日(月)午前10時20分ごろ、堺市東区北野田30-1地先において、自転車対策事務所職員が本市車両を運転中、相手方所有の自転車に接触し、損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住 宅 部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
40	29.6.30	訴えの提起について	平成4年3月1日に 入居承認した堺市堺 区***** *堺市営***** ***号の住宅明渡 し及び住宅使用料相 当損害金	堺市堺区*** ***** ***** *****	*****
41	29.6.30	訴えの提起について	昭和50年6月16日 に入居承認した堺 市堺区***** ***堺市営** *****号 の住宅明渡し及び 住宅使用料相当損 害金	堺市堺区*** ***** ***** *****	*****
42	29.6.30	訴えの提起について	平成23年1月4日 に入居承認した堺 市中心区***** ***堺市営*** *****号 の住宅明渡し及び 住宅使用料相当損 害金	堺市中心区*** ***** ***** ***** *	*****

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 被告に対し、堺市営*****号の明渡しを求める。</p> <p>(2) 被告に対し、平成28年5月1日から上記明渡し済みに至るまでの滞納している住宅使用料及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****号堺市営*****号の入居名義人である*****は、平成4年3月1日に同住宅に入居承認されたが、平成28年12月1日頃から10日頃までの間に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、本件住宅の明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 被告に対し、堺市営*****号の明渡しを求める。</p> <p>(2) 被告に対し、平成28年11月1日から上記明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****号堺市営*****号の入居名義人である*****は、昭和50年6月16日に同住宅に入居承認されたが、平成28年10月31日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、本件住宅の明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 被告に対し、堺市営*****号の明渡しを求める。</p> <p>(2) 被告に対し、平成28年9月1日から上記明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市中区*****号堺市営*****号の入居名義人である*****は、平成23年1月4日に同住宅に入居承認されたが、平成28年8月20日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、本件住宅の明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
43	29.6.30	訴えの提起に ついて	平成24年3月29日 に入居承認した堺 市北区***** *****堺 市営***** **号の住宅明渡し 及び住宅使用料相 当損害金	堺市北区*** ***** *** ***** *****	*****
53	29.7.21	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** *****堺市営 ***** ***号の住宅明 渡し及び住宅使用 料453,706円	堺市堺区*** ***** ***** ***** *****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 被告に対し、堺市営*****号の明渡しを求める。</p> <p>(2) 被告に対し、平成28年10月1日から上記明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市北区***** 堺市営*****号の入居名義人である*****は、平成24年3月29日に同住宅に入居承認されたが、平成28年12月2日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、本件住宅の明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市営*****号の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金453,706円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市*****号の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料453,706円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(道路部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
49	29.7.19	松屋高架橋耐震 対策外工事	堺市堺区竜 神橋町2丁 1番5号	五 大 ・ ダ イ ニ 建設工事共同企業体 代表構成員 株 式 会 社 五大コーポレーション 代 表 取 締 役 金 戸 修 藏 他の構成員 株式会社ダイニ工業 代 表 取 締 役 松 尾 進 一	変更前 371,520,000 円 (消費税額等 27,520,000 円) 変更後 386,217,720 円 (消費税額等 28,608,720 円)
50	29.7.19	大浜高架橋 (B・Dランプ、 P30-P36工 区)耐震対策 工事	堺市堺区竜 神橋町2丁 1番5号	五 大 ・ 松 尾 建設工事共同企業体 代表構成員 株 式 会 社 五大コーポレーション 代 表 取 締 役 金 戸 修 藏 他の構成員 株式会社松尾組 代 表 取 締 役 松 尾 啓 一	変更前 628,560,000 円 (消費税額等 46,560,000 円) 変更後 665,709,840 円 (消費税額等 49,311,840 円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p>14,697,720 円 (消費税額等 1,088,720 円)</p>	<p>鋼材重量 (耐震補強部材) 変更前 90t 変更後 95t</p>	<p>工事着手後、耐震補強部材を設置するために既設橋台にコンクリートの削孔を行ったところ、全削孔箇所約半数箇所において既設鉄筋が支障となり、所定の削孔深さが確保できないため、削孔位置を変更する必要が生じた。</p> <p>削孔位置の変更に伴い、あらためて耐震補強部材の構造について再計算を行った結果、耐震補強部材の形状を大きくする必要が生じた。</p> <p>よって、耐震補強部材の鋼材量の増加に伴い、増額変更を行う。</p>
<p>37,149,840 円 (消費税額等 2,751,840 円)</p>	<p>鋼材重量 (支承ベースプレート) 変更前 147t 変更後 162t</p>	<p>工事着手後、既設の支承を撤去し、地震に強い新たな支承を設置するために橋脚のコンクリートを削孔したところ、全削孔箇所約半数において既設鉄筋が支障となり、所定の削孔長が確保できないため、削孔位置及び削孔径を変更する必要が生じた。</p> <p>削孔位置及び削孔径の変更に伴い、あらためて支承の構造について照査を行った結果、支承のベースプレートの形状及び厚みを大きくする必要が生じたため、増額変更を行う。</p>

(学校管理部)

専決 番号	専決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住所	氏名	
54	29.7.21	金岡南中学校 校舎増築外工 事	堺市西区鳳 中町9丁4 番地26	株式会社大森工務店 代表取締役 大森啓介	変更前 269,892,000円 (消費税額等 19,992,000円) 変更後 273,008,286円 (消費税額等 20,222,836円)
55	29.7.25	熊野小学校校 舎増築工事	堺市中区土 師町3丁 32番55号	株式会社山口工務店 代表取締役 山口光男	変更前 673,994,520円 (消費税額等 49,925,520円) 変更後 681,962,446円 (消費税額等 50,515,736円)
51	29.7.20	東陶器小学校 校舎外新築工 事(その2)	堺市堺区永 代町5丁1 番10号	木綿麻・麦島・源 建設工事共同企業体 代表構成員 株式会社木綿麻建設 代表取締役 中東栄 他の構成員 株式会社麦島建設 大阪営業所所長 河上憲司 他の構成員 株式会社源建設工業 代表取締役 中東博子	変更前 1,781,850,960円 (消費税額等 131,988,960円) 変更後 1,803,140,805円 (消費税額等 133,565,985円)

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
3,116,286 円 (消費税額等 230,836 円)	工事請負契約書第 24 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。
7,967,926 円 (消費税額等 590,216 円)	工事請負契約書第 24 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。
21,289,845 円 (消費税額等 1,577,025 円)	<p>共通仮設の仕様及び数量変更 里道境界際の擁壁新設 L=33.4 m 工事請負契約書第 24 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額</p>	<p>工事車両通行時の安全対策や土埃の飛散防止の強化等に関する地元の要望を受けて、仮設計画等の変更をするもの、及び、敷地境界部分の既存擁壁周囲を掘削したところ、根入れ深さが想定よりも浅かったため、土留として内側に擁壁の新設を行う必要が生じた。</p> <p>また、国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更する。</p> <p>よって、設計の変更及び金額の増額変更を行う。</p>

平成29年第3回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その11）

平成29年8月 発行

編集・発行 堺市財政局 財政部 財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-17-0084

